

第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

【素案】

令和7年●月
野洲市

目 次

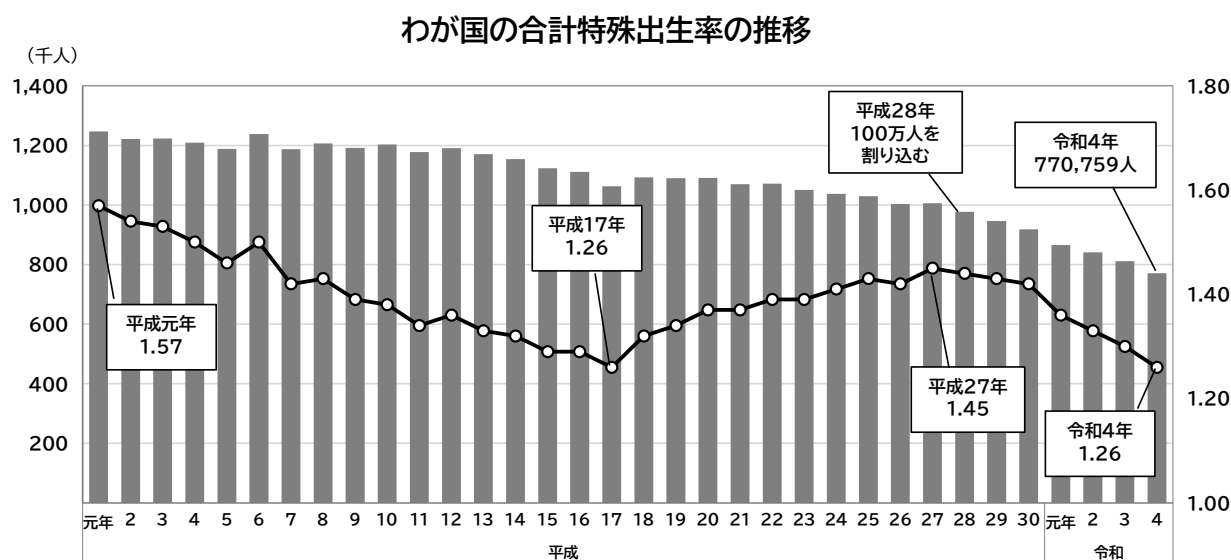
第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画期間	3
第2章 野洲市の子育てを取り巻く現状	4
第1節 統計資料から見る現状	4
第2節 ニーズ調査結果から見る現状	8
第3節 第二期計画の総括	19
第3章 計画の基本的な考え方	26
第1節 基本理念	26
第2節 基本目標	27
第3節 施策体系	28
第4章 量の見込みと確保方策	29
第5章 乳幼児保育の推進方針	57
第6章 包括的子育て支援施策	61
第1節 施策の展開	61
基本目標1 子育てにやさしい環境づくり	61
基本目標2 子どもの生きる力を育む環境づくり	64
基本目標3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	71
第2節 計画の推進体制	76
資料編	78

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の人口減少・少子高齢化は、歯止めがかかることなく進行しています。合計特殊出生率(一人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均)は、平成27年の1.45から毎年減少の一途をたどっており、令和4年には平成17年以来の低水準の1.26、出生数は80万人を割り込み、過去最低の水準となっています。

令和2年から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、出生行動に抑制がかかったと考えられるものの、合計特殊出生率はそれ以前から一貫した減少傾向にあり、今後増加に転じるか不透明な状況です。



出典:人口動態調査

少子化に対して、これまでわが国は様々な施策に取り組んできました。

平成15年7月に少子化対策の強化の一環として、次代を担う子どもの健全な育成を支援するための次世代育成支援対策推進法が制定され、全国の市区町村は、次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施しました。

平成24年8月には、子ども・子育て支援法が制定され、全国の市区町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図りました。その結果のひとつとして、平成25年には全国で22,741人だった待機児童が、令和5年には2,680人まで減少しています。

本市では、平成17年に策定した「野洲市次世代育成支援行動計画」の主要事業を継承した「野洲市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図ってきました。

このたび、「第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で終了するため、近年の制度改正や社会動向、本市の実情を踏まえ、「第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

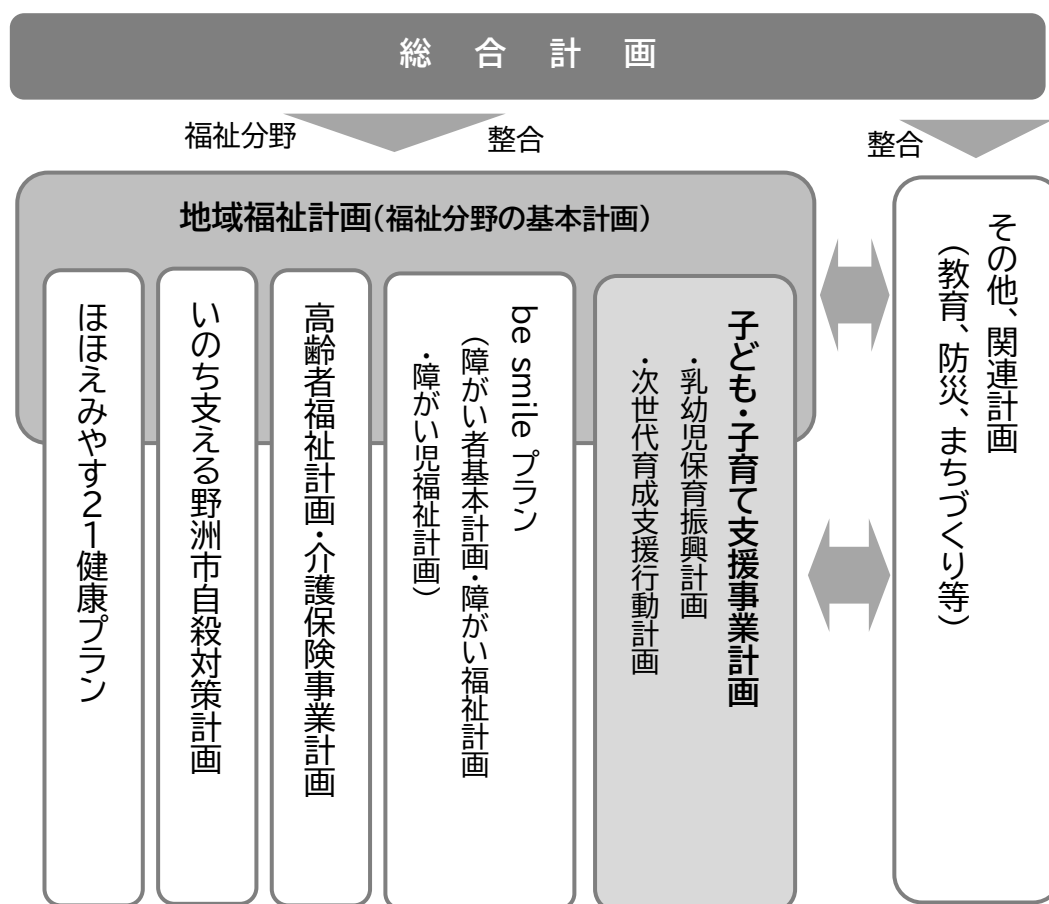
第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行います。また、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を包含した計画として策定を行います。

さらに、平成28年度に定めた「野洲市乳幼児保育振興計画」も、本計画に包含し、幼児教育・保育の質の維持・向上について一体的な施策推進を図ります。

なお、本計画は「野洲市総合計画」を上位計画としつつ、福祉分野の基本計画である「野洲市地域福祉計画」や、他の福祉・健康分野等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものです。

上位・関連計画との関係



第3節 計画期間

第三期計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 野洲市の子育てを取り巻く現状

第1節 統計資料から見る現状

1 人口・世帯

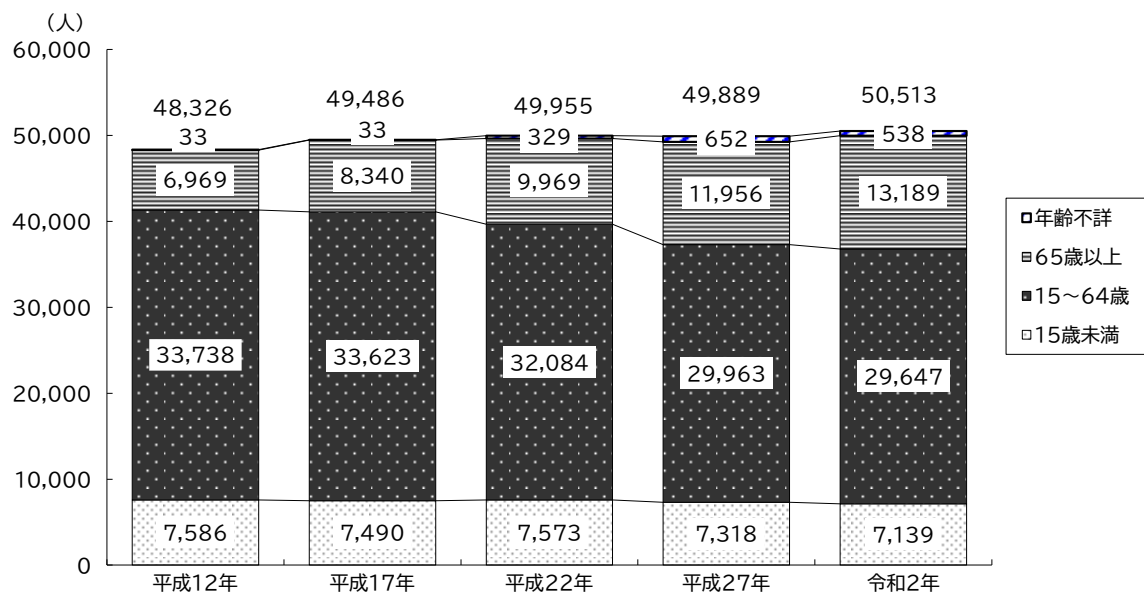
(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の総人口は、令和2年に 50,513 人となっており、おおむね増加傾向にあります。

年齢3区分別で見ると、令和2年に15歳未満の年少人口は 7,139 人、年少人口比率は 14.1%となっており、平成22年に人口は一端増加に転じたものの、平成27年以降は人口・比率ともに減少に転じています。

一方、令和2年に 65 歳以上人口は 13,189 人、高齢化率は 26.1%となっており、高齢化が進行しています。

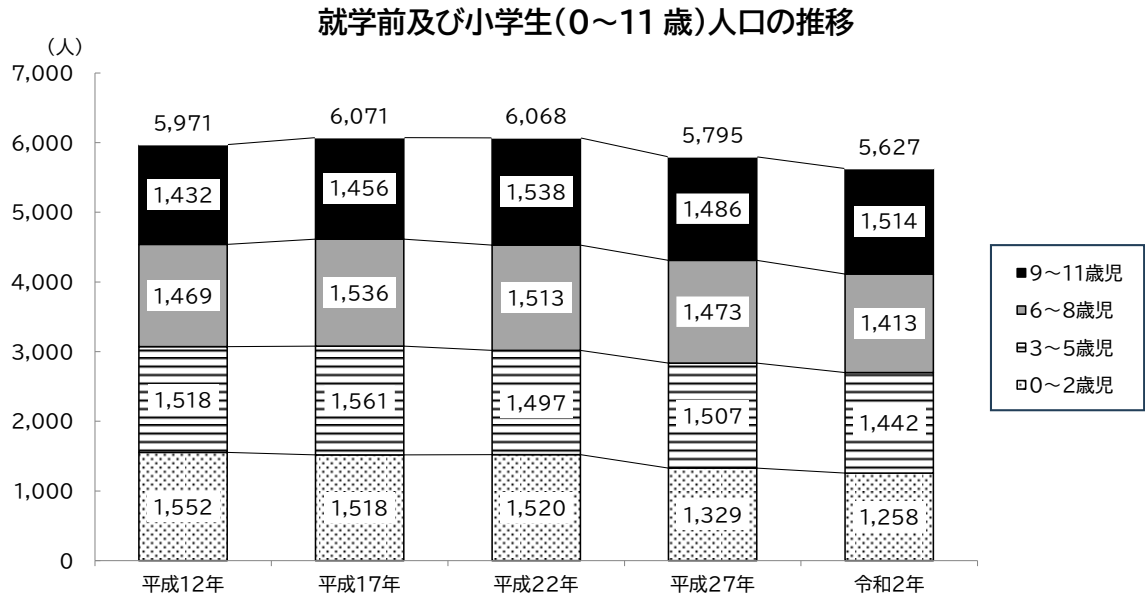
総人口及び年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査(各年 10 月1日)

(2) 就学前及び小学生（0～11 歳）人口

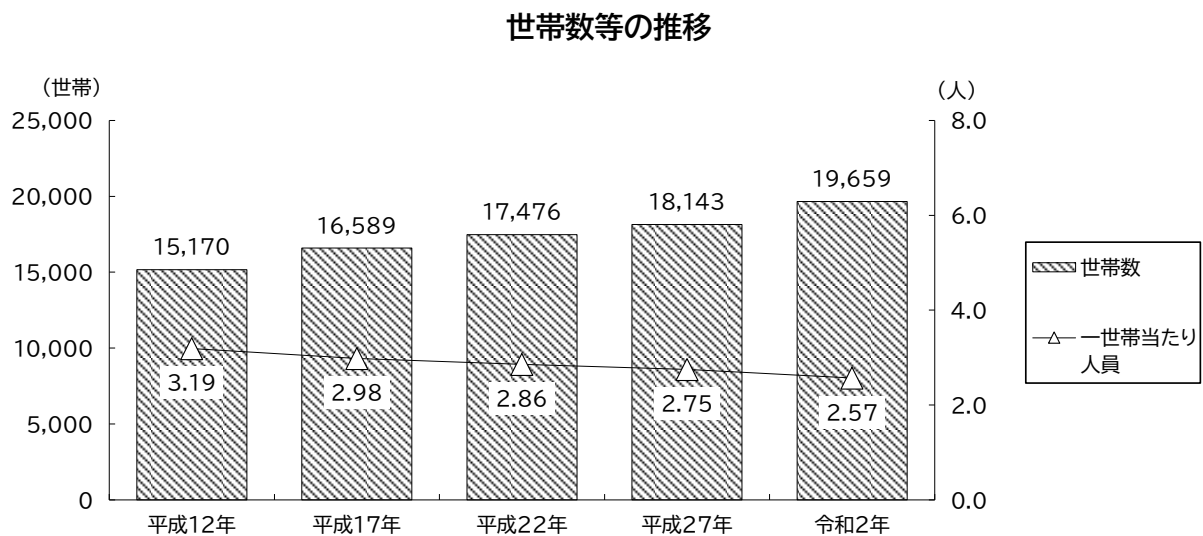
本市の0～11 歳人口は、令和2年に 5,627 人となっており、平成 17 年をピークとして減少傾向になっています。



出典：国勢調査（各年 10 月1日）

(3) 世帯数等

本市の世帯数は、令和2年に 19,659 世帯となっており、増加傾向にある一方、一世帯当たり人員は減少傾向が続いており、世帯規模の縮小が進行しています。



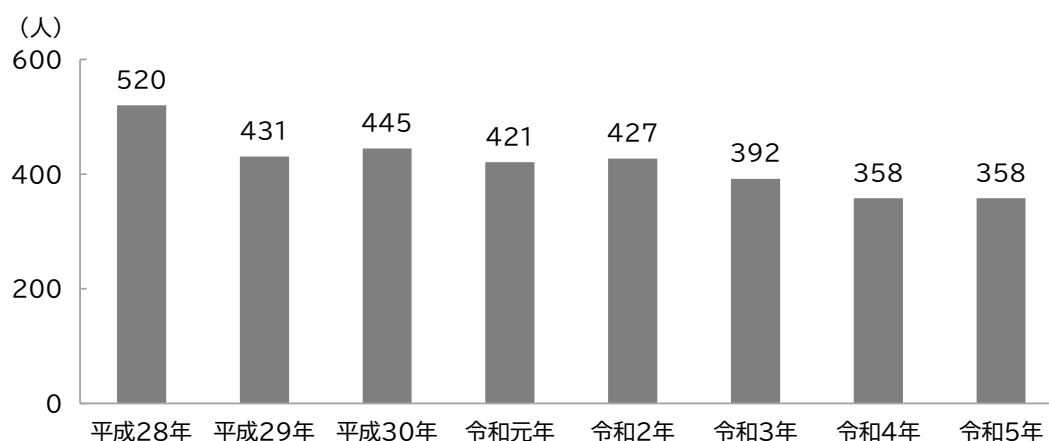
出典：国勢調査（各年 10 月1日）

2 人口動態

(1) 出生数

本市の出生数は、令和5年に358人となっており、年によって増減はあるものの、おおむね減少傾向となっています。

出生数の推移

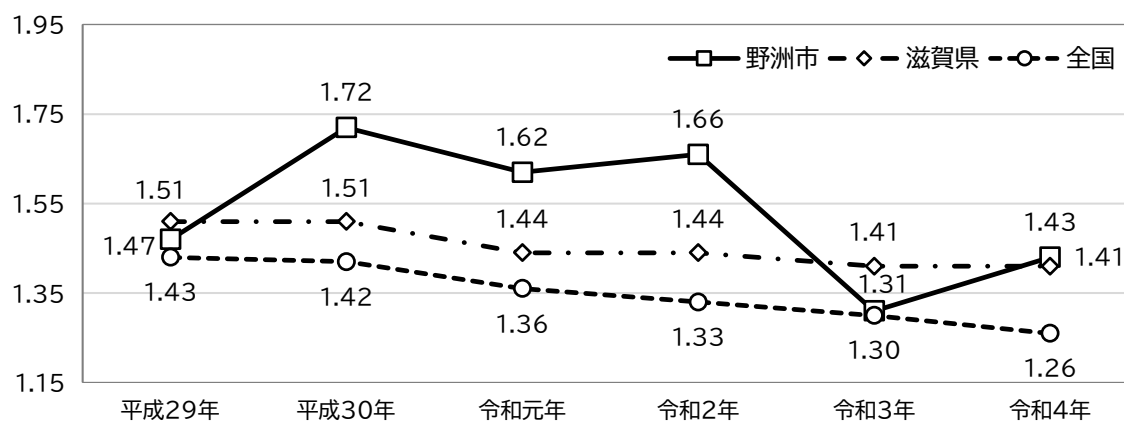


出典:滋賀県「毎月人口推計調査 年報」

(2) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成30年から令和2年にかけて、国・県よりも高くなっていますが、令和3年には国と同水準、令和4年には県と同水準となっています。

合計特殊出生率の推移



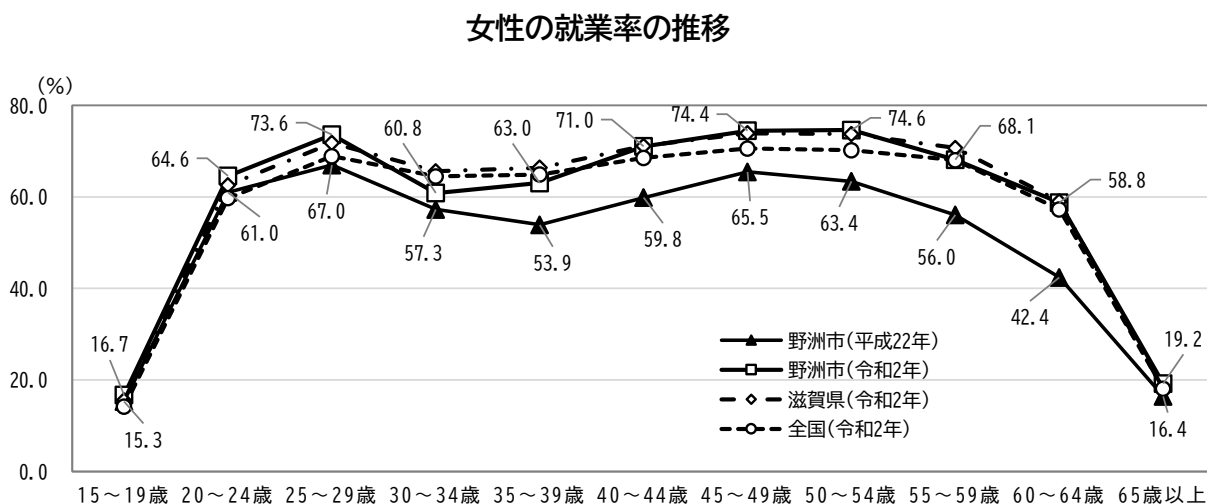
出典:全国は厚生労働省「人口動態統計」

滋賀県、野洲市は南部健康福祉事務所(草津保健所)事業年報

3 就業状況

(1) 女性の就業率

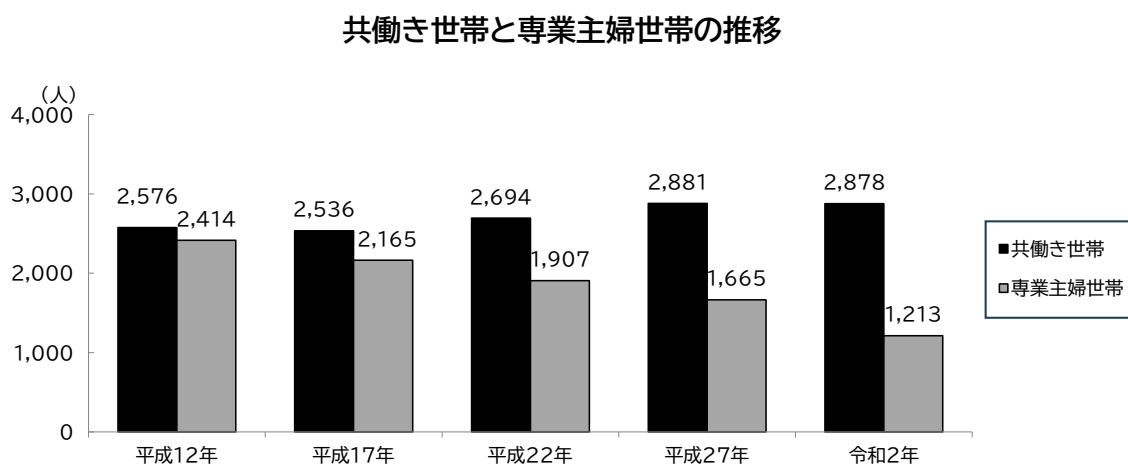
本市の女性の就業率を平成22年と令和2年で比較すると、全年代において就業率が増加しています。30～40歳代で就業率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」は平成22年よりも少なくなっています。また、令和2年は、20歳代以下においては国・県よりも就業率が高く、30歳代においては国・県よりも就業率が低くなっています。



出典：国勢調査

(2) 夫婦の就労状況

18歳未満の子どもと夫婦のいる世帯のうち、共働き世帯と専業主婦世帯の数をみると、共働き世帯がおおむね増加傾向にあるのに対し、専業主婦世帯は顕著な減少傾向にあります。



出典：国勢調査(各年10月1日)

※ひとり親世帯、夫が非就業の世帯は含まない。

第2節 ニーズ調査結果から見る現状

就学前児童の保育ニーズや、市の子育て支援への要望等を調査するために、野洲市子ども・子育て支援に関するアンケート(下記「ニーズ調査の概要」のとおり)を実施しました。

本節では、この結果から、子ども・子育て環境に係る内容をまとめ、掲載しました。

◆ ニーズ調査の概要

- 調査地域:市全域
- 調査対象者:市内在住の就学前の児童を養育する保護者
市内在住の小学校の児童を養育する保護者
- 調査基準日:令和5年11月17日
- 調査期間:令和5年12月7日～令和5年12月27日
- 調査方法:郵送による配布、回収(WEBからの回答も可能とした。)
- 調査の回収状況:

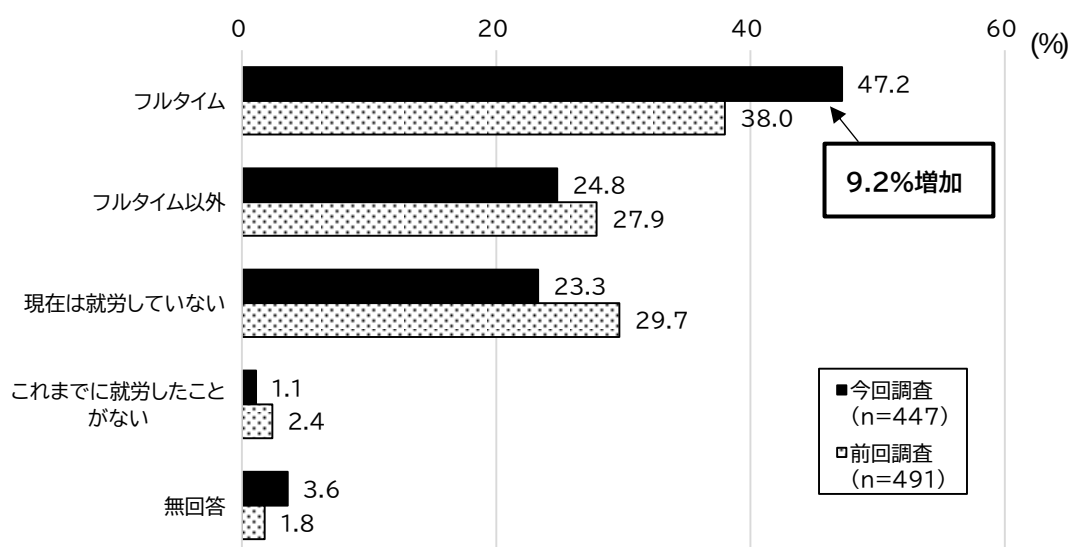
種別	配布数	有効回収数	有効回収率	<参考> 前回の有効回収率
就学前児童保護者	1,000	450 郵送回収分225 WEB 回答分 225	45.0% 郵送回収分22.5% WEB 回答分 22.5%	49.3%
小学校児童保護者	1,000	482 郵送回収分 249 WEB 回答分 233	48.2% 郵送回収分 24.9% WEB 回答分 23.3%	46.4%

1 就労環境の変化

(1) 母親の就業率

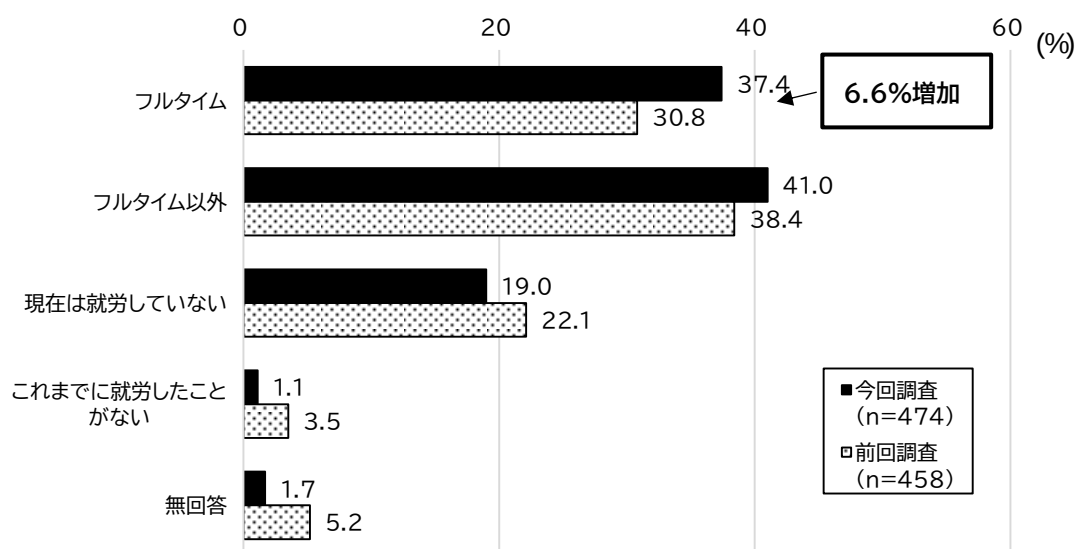
【就学前児童保護者】

就学前児童保護者においては、前回調査(第二期計画策定時のアンケート調査)と比較して「フルタイム」の割合が増加しており、「現在は就労していない」割合が減少しています。全体として、子育てをしながらフルタイム就労をする母親が増加しており、両親ともフルタイム就労の共働き世帯が増加していることがうかがえます。



【小学生保護者】

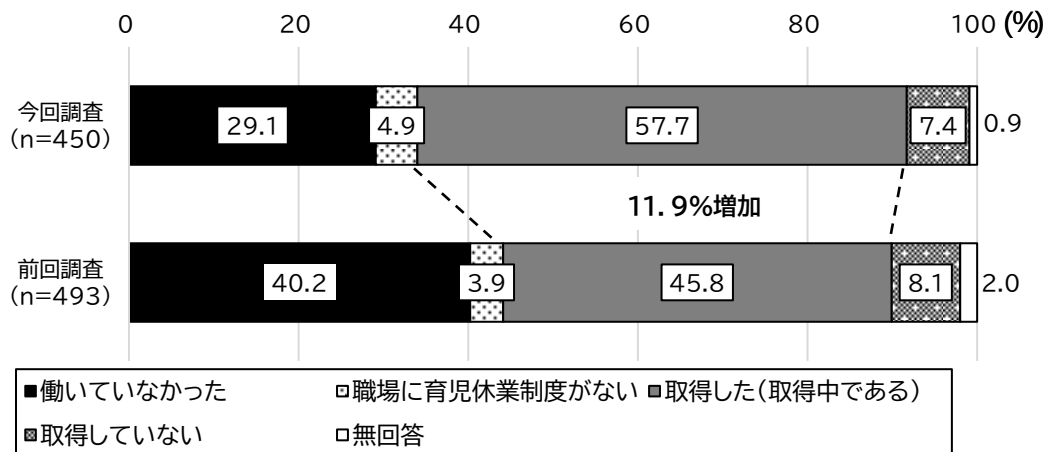
小学生保護者においても、就学前児童保護者と同様に、「フルタイム」の割合に増加がみられます。



(2) 育児休業取得状況

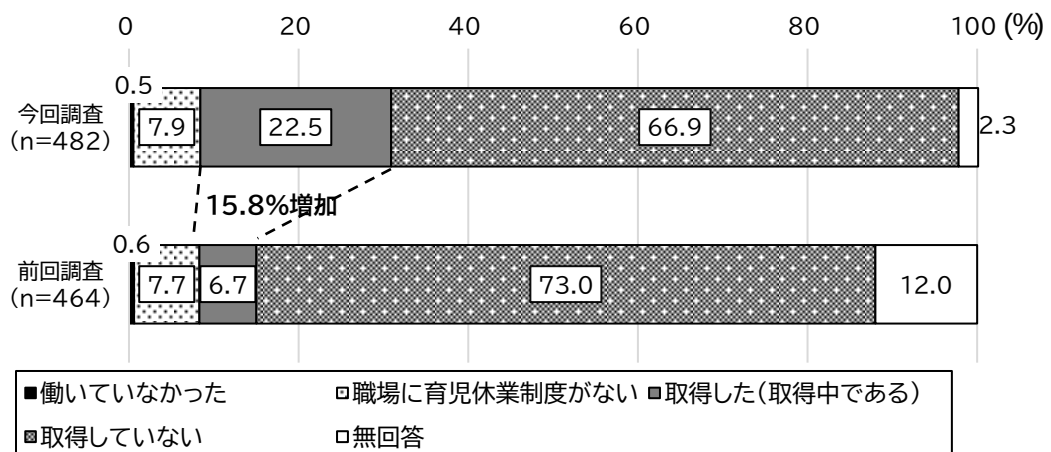
【母親】

母親においては、前回調査と比較して「取得した(取得中である)」割合が増加しているほか、「働いていなかった」割合が減少しています。母親の就労が増加するに伴い、育休取得率が増加していることがうかがえます。



【父親】

父親においても、前回調査と比較して「取得した(取得中である)」割合が増加しています。父親の育休取得が以前よりも定着してきていることがうかがえます。



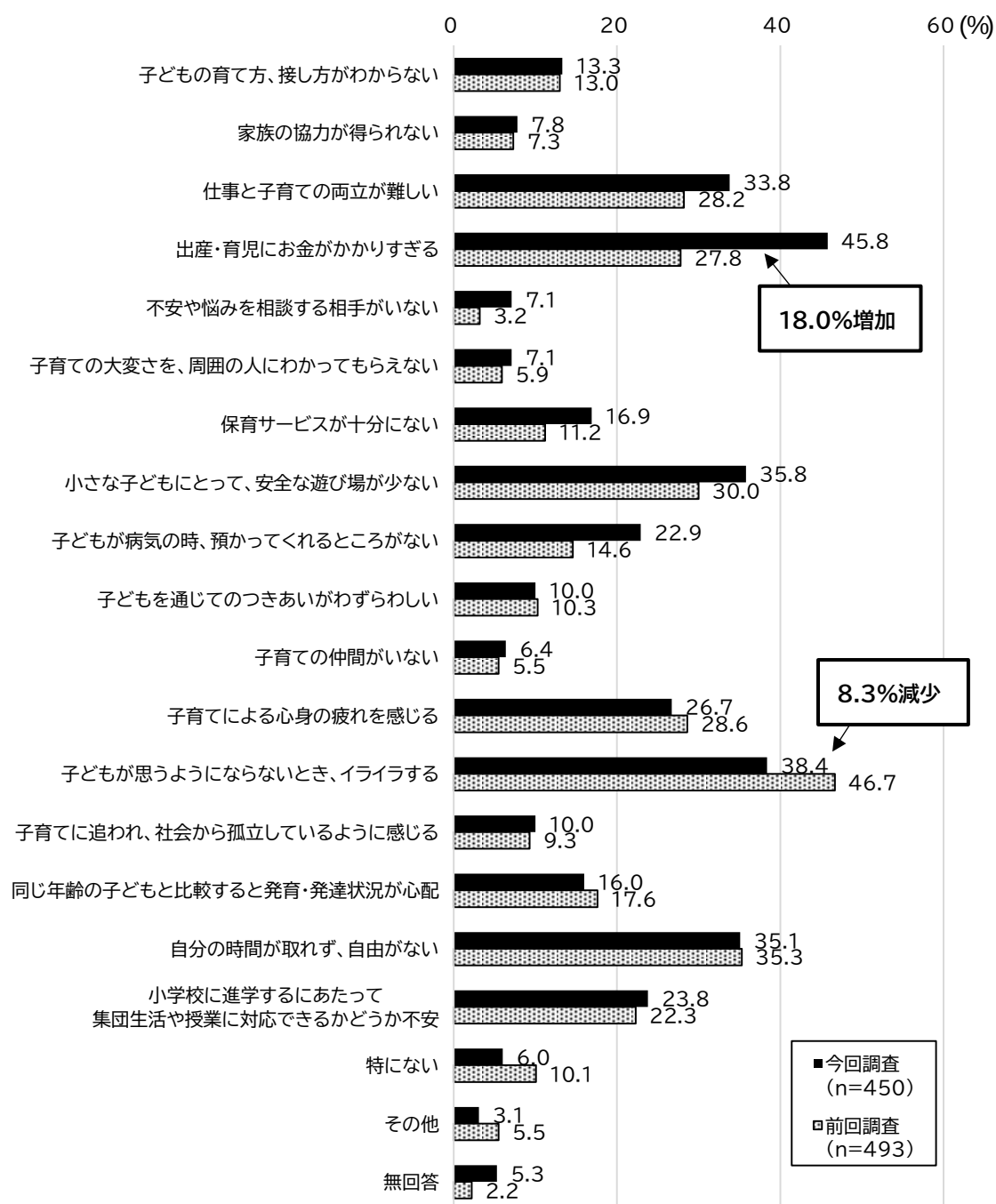
2 経済的な負担感

(1) 日頃の悩み・不安

【就学前児童保護者】

日頃の悩み・不安として、「出産・育児にお金がかかりすぎる」を選択した割合が最も高くなっています。前回調査と比較すると「出産・育児にお金がかかりすぎる」の割合が増加している一方、「子どもが思うようにならないとき、イライラする」の割合が減少しています。

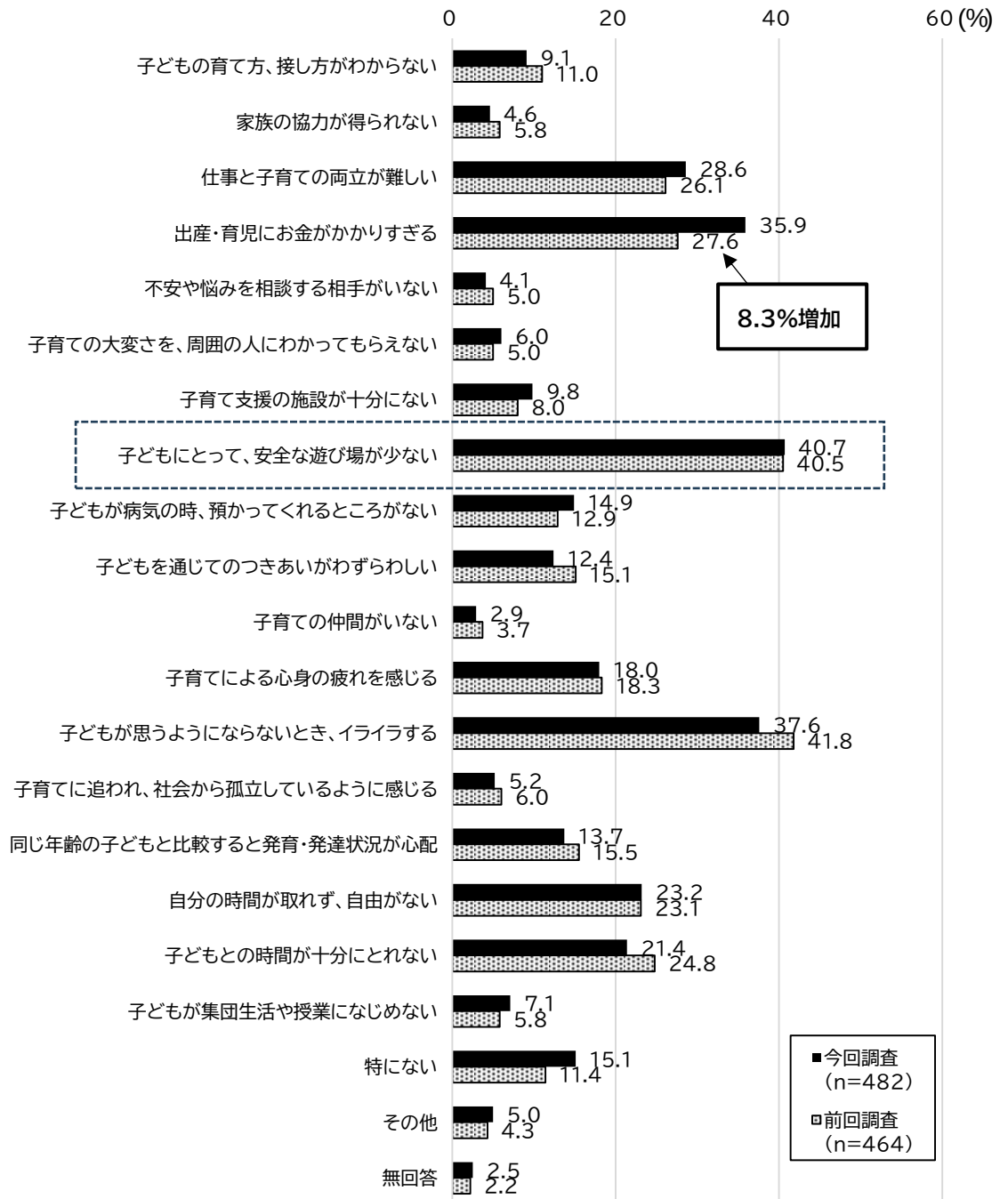
子育ての負担感よりも、経済的な負担感のほうが大きくなっていることがうかがえます。



【小学生保護者】

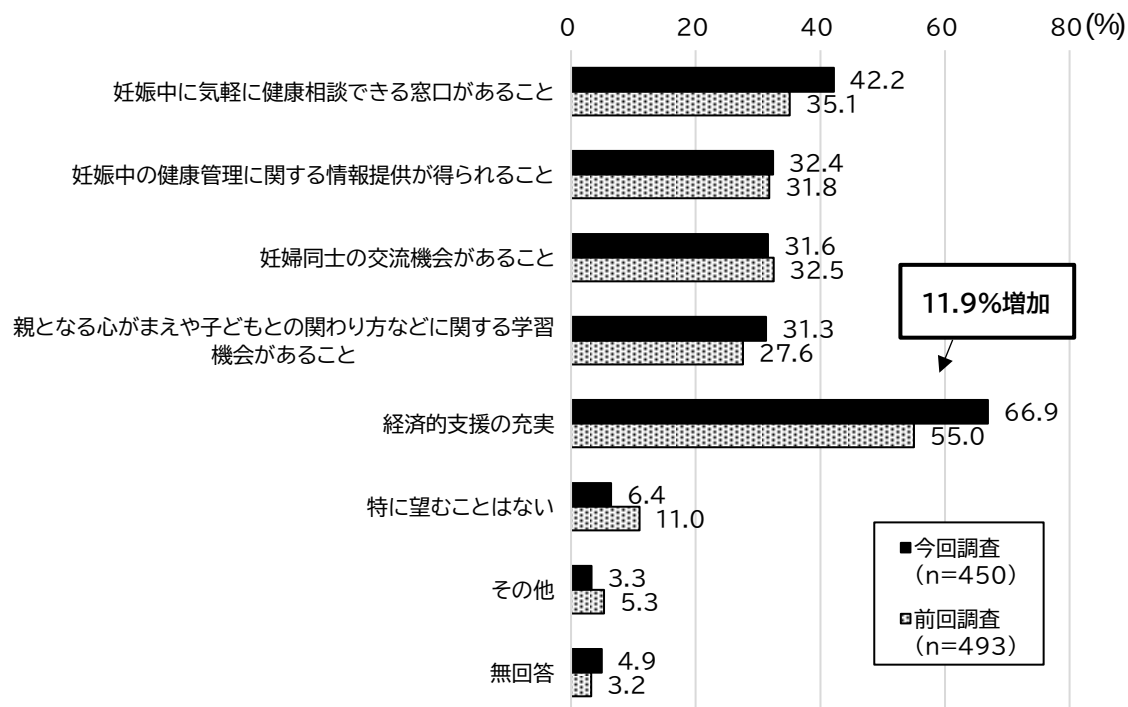
日頃の悩み・不安として、「子どもにとって、安全な遊び場が少ない」を選択した割合が前回調査から高い水準で横ばいとなっています。

また、前回調査と比較すると「出産・育児にお金がかかりすぎる」の割合が増加しており、就学前児童保護者と同様に、経済的な負担感が大きくなっていることがうかがえます。



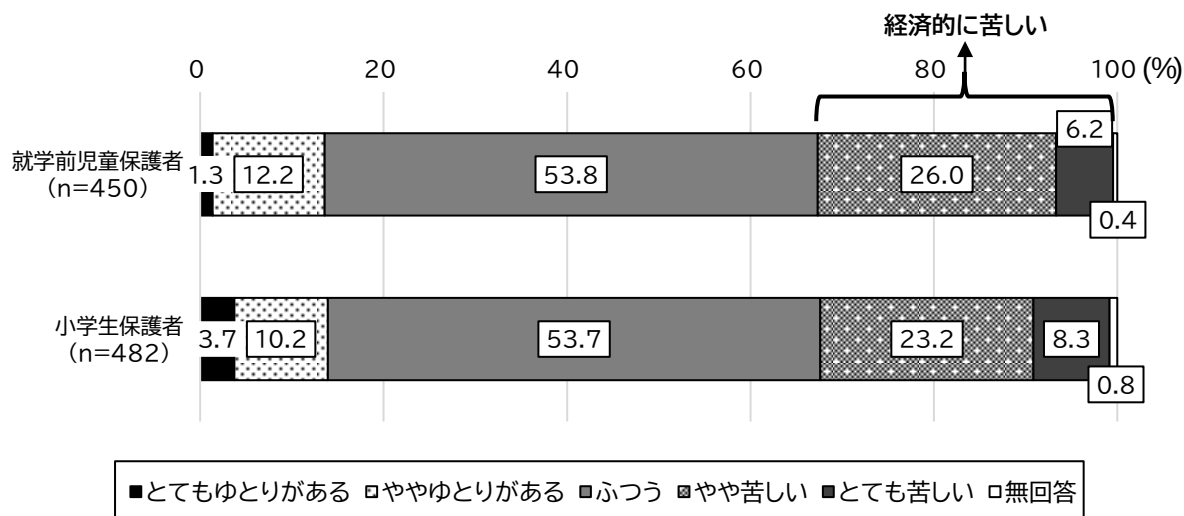
（２）妊娠期から出産期の支援に望むもの ※就学前児童保護者のみの設問

妊娠期から出産期の支援として、「経済的支援の充実」の割合が最も高く、また前回調査と比較して割合が大きく増加しており、物価高騰の家計への影響がうかがえます。次いで「妊娠中に気軽に健康相談できる窓口があること」の割合が増加しています。



（３）暮らし向き（経済状況）

就学前児童保護者・小学生保護者ともに、経済的に苦しい割合（「やや苦しい」と「とても苦しい」の合計）が約3割となっています。

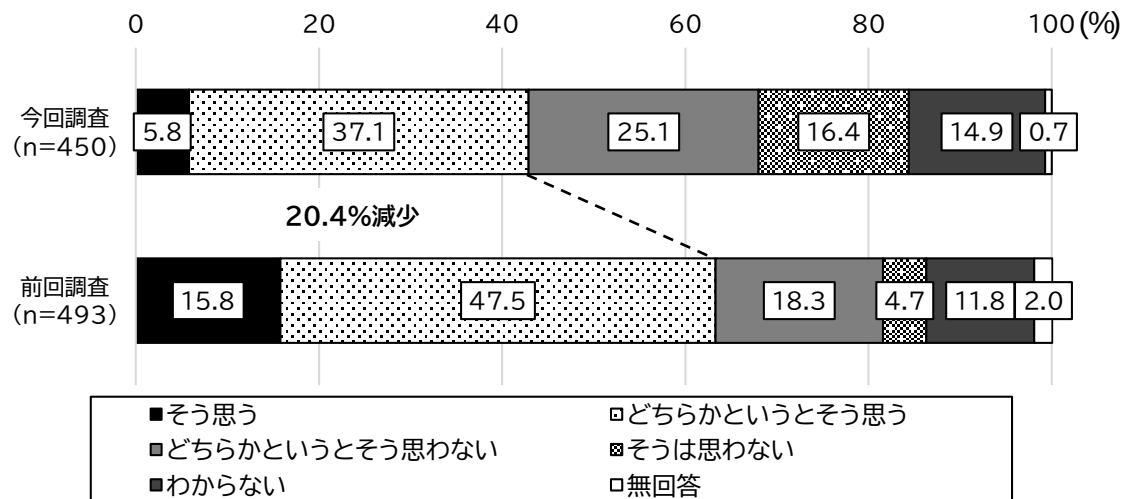


3 子育て環境への評価

(1) 子育てしやすいまちと思うか

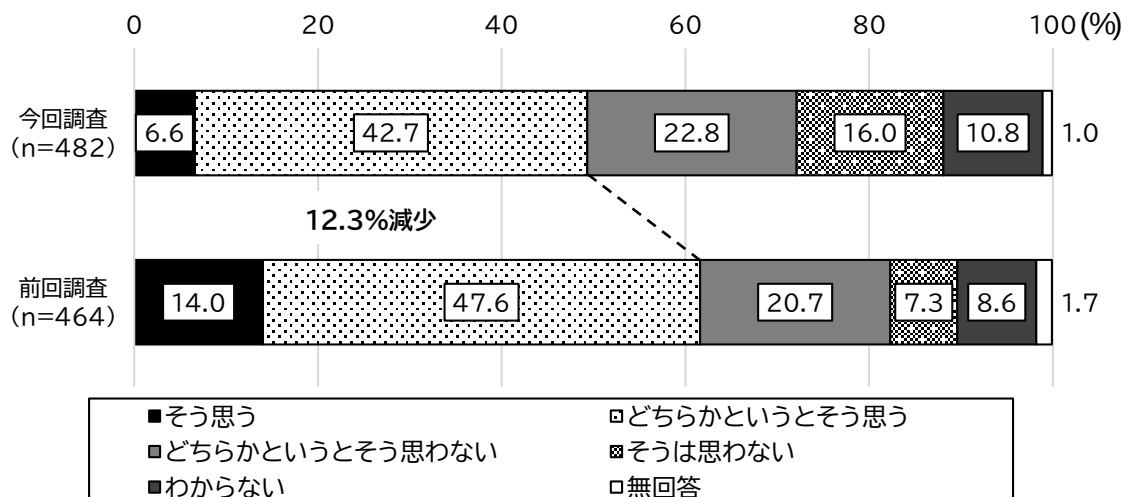
【就学前児童保護者】

子育てをしやすいまちだと思う割合(「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計)は、約4割となっています。前回調査と比較すると、子育てをしやすいまちだと思う割合は減少しています。



【小学生保護者】

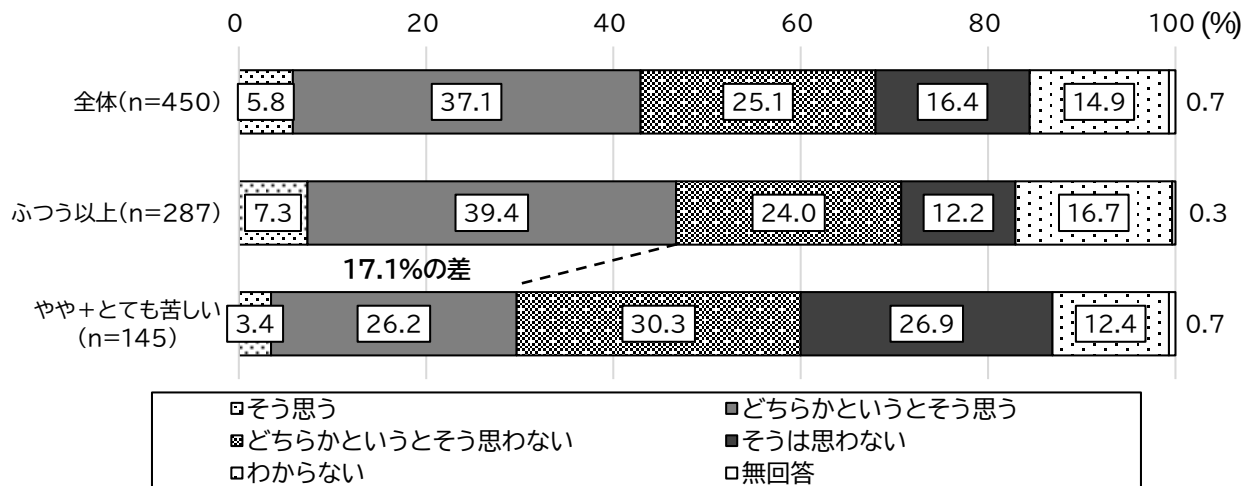
子育てをしやすいまちだと思う割合は、約5割となっています。就学前児童保護者より割合は高いものの、前回調査と比較すると、子育てをしやすいまちだと思う割合は減少しています。



(2) 子育てしやすいまちと思うか（経済状況別）

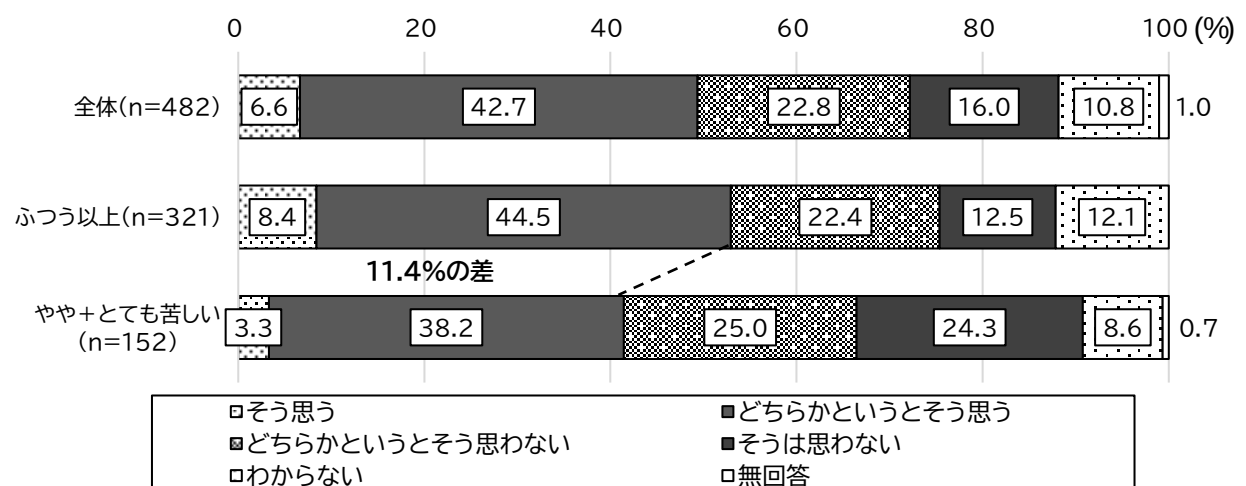
【就学前児童保護者】

前述の結果を経済状況別にみると、経済的に苦しい人のほうがふつう以上の人より、子育てをしやすいと思わない割合が高くなっています。子育てをしやすいまちだと思う割合の減少には、物価高騰等を背景とした経済状況の変化も大きな要因となっていることがうかがえます。



【小学生保護者】

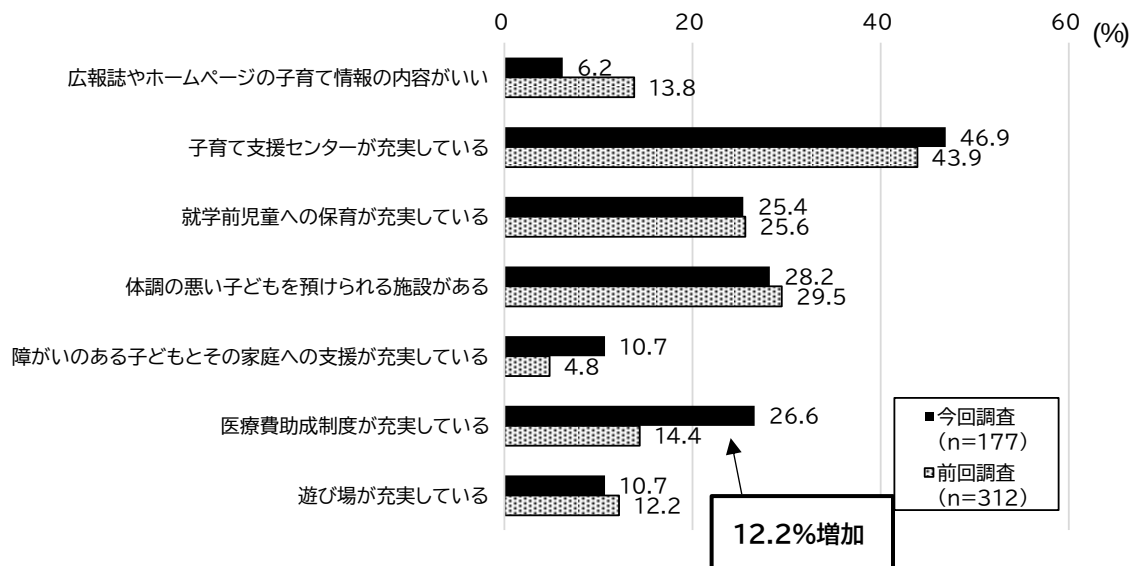
小学生保護者においても、就学前児童保護者と同様の傾向がみられます。



(3) 子育てしやすいと思う理由

【就学前児童保護者】

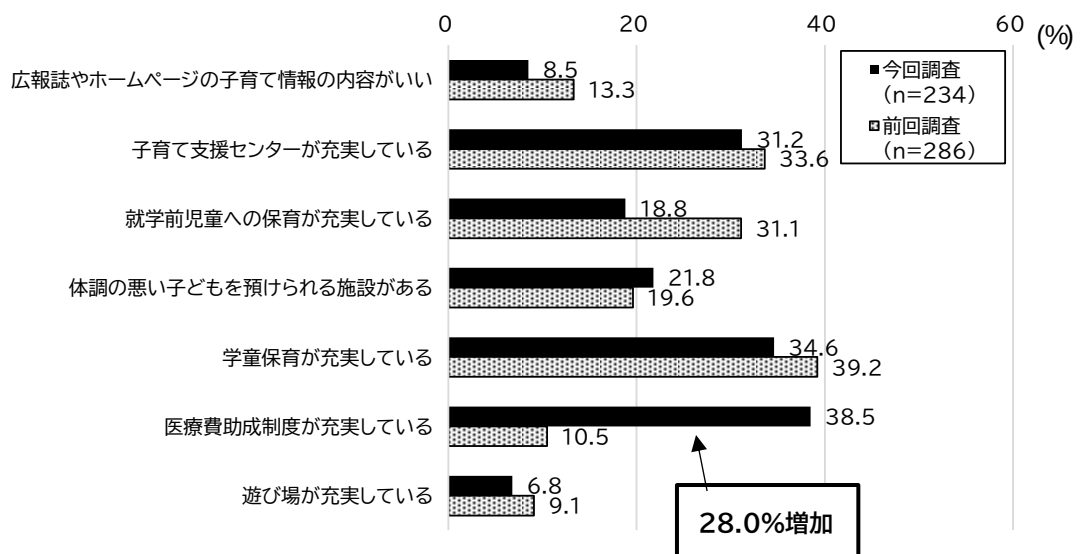
前述の設問で子育てしやすいと思うと回答した理由として、「子育て支援センターが充実している」の割合が最も高くなっています。また、前回調査と比較すると、「医療費助成制度が充実している」の割合が増加しています。



【小学生保護者】

前述の設問で子育てしやすいと回答した理由として、「医療費助成制度が充実している」の割合が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、「医療費助成制度が充実している」の割合が増加している一方、「就学前児童への保育が充実している」の割合は減少しています。



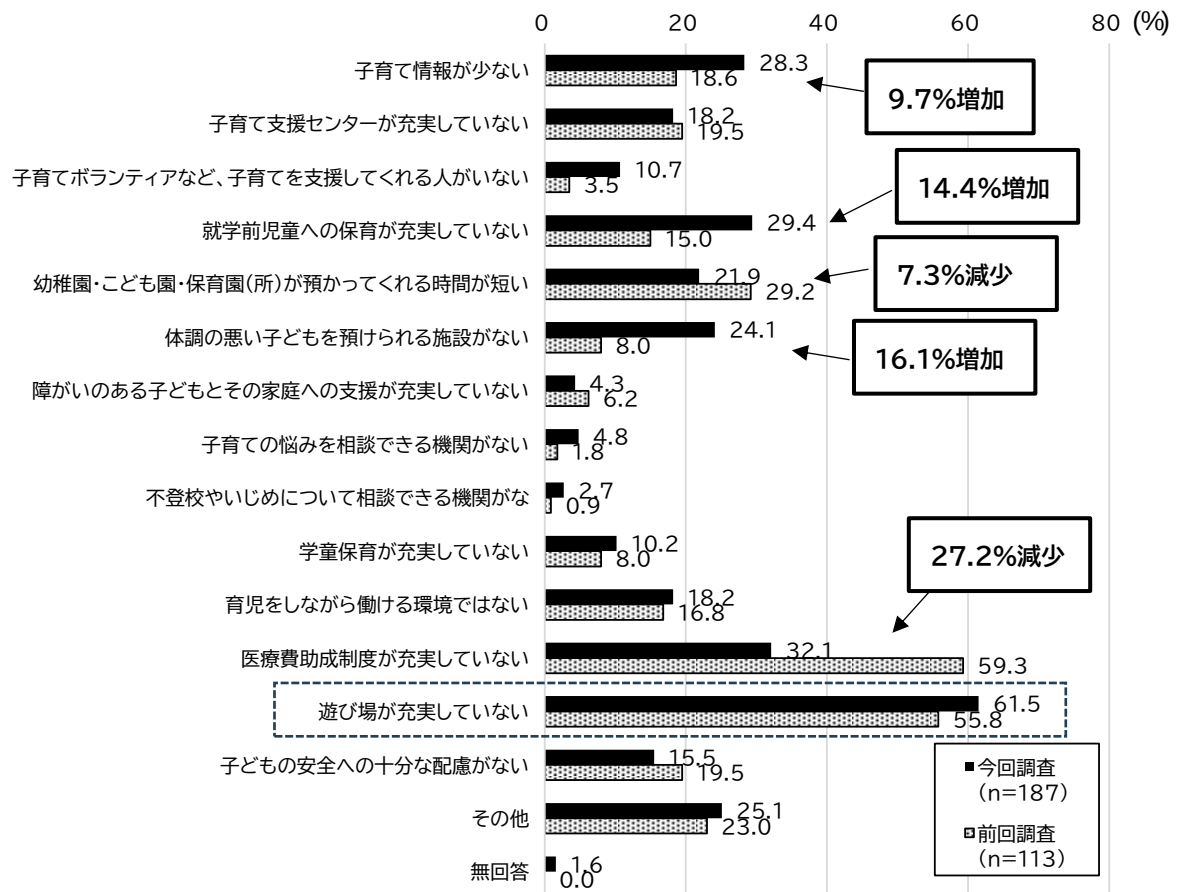
(4) 子育てしやすいと思わない理由

【就学前児童保護者】

前述の設問で子育てしやすいと思わないと回答した理由として、「遊び場が充実していない」の割合が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、「子育て情報が少ない」、「就学前児童への保育が充実していない」、「体調の悪い子どもを預けられる施設がない」の割合が増加しています。一方で、「医療費助成制度が充実していない」、「幼稚園・こども園・保育園(所)が預かってくれる時間が短い」の割合は減少しています。

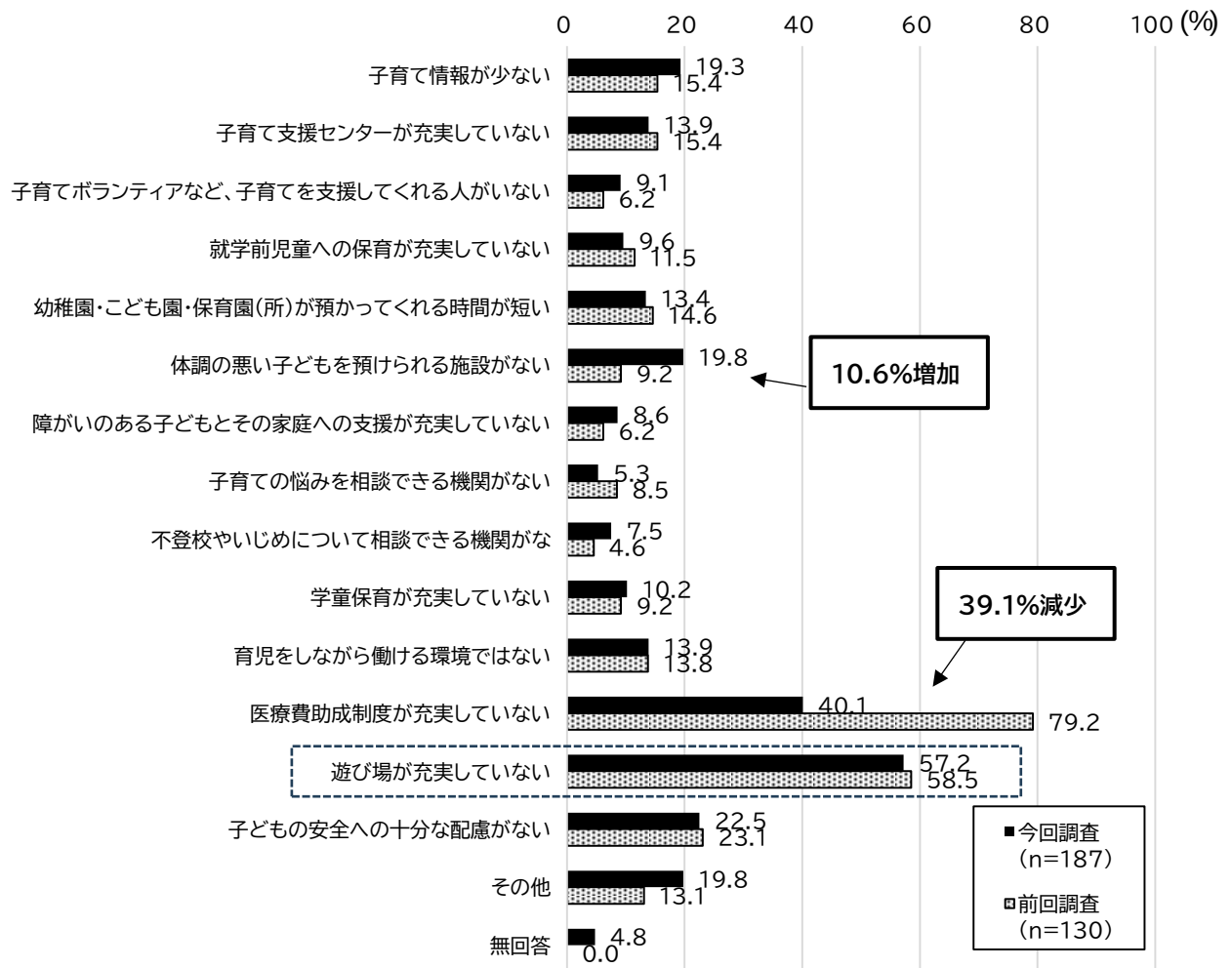
共働き世帯が増加していることから、子育てと仕事の両立に課題を感じている世帯が増加していることがうかがえます。その一方で、近年の医療費助成制度の拡充や、施設の延長保育・預かり保育の内容は評価されていると考えられます。



【小学生保護者】

就学前児童保護者と同様に「遊び場が充実していない」の割合が最も高くなっています。前回調査と比較すると、「体調の悪い子どもを預けられる施設がない」の割合が増加しています。一方で、「医療費助成制度が充実していない」の割合は減少しています。

就学前児童保護者と同様に、共働き世帯が増加していることから、子どもが病気・ケガのときの対応の負担感が高くなっていることがうかがえます。その一方で、近年の医療費助成制度の拡充は評価されていると考えられます。



第3節 第二期計画の総括

1 幼児教育・保育の状況

第二期計画は、1号認定及び2号認定（幼稚園等希望）については1,245人の定員を維持しており、毎年申込者数に対して、十分な定員を確保しました。

2号認定（保育所（園）希望）及び3号認定の計では、小規模保育事業の整備により定員の拡大を図っており、令和6年度には1,164人（4月1日時点の入所園児数）を受け入れることができました。

その結果、令和2年度には52人であった待機児童数は、令和6年度には10人まで減少しています。しかし共働き世帯は増加傾向にあり、保育需要は今後増加する可能性があります。必要な人が事業を利用できるよう、今後とも必要な定員確保を図る必要があります。

第二期計画期間の量の見込みと確保の内容、実績

（単位：人）

認定区分		第二期計画期間				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①1号認定	量の見込み	639	598	564	544	531
	実績	538	471	450	399	320
②2号認定 （幼稚園等希望）	量の見込み	134	127	122	119	118
	実績	221	251	244	235	247
幼稚園 計（①+②）	量の見込み	773	725	686	663	649
	確保の内容	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245
	実績	759	722	694	634	567
③2号認定 （保育所（園）希望）	量の見込み	684	674	667	671	685
	実績	664	645	615	647	675
④3号認定 （0歳）	量の見込み	61	66	70	75	78
	実績	49	43	52	46	52
⑤3号認定 （1・2歳）	量の見込み	450	482	479	497	514
	実績	408	428	428	431	437
保育所（園） 計（③+④+⑤）	量の見込み	1,195	1,222	1,216	1,243	1,277
	確保の内容	1,130	1,130	1,168	1,187	1,206
	実績	1,121	1,116	1,095	1,124	1,164
待機児童	実績	52	40	9	10	10

※確保の内容は、実際に確保できた定員数です。

【認定区分】

①1号認定は、子どもが3歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭で、幼稚園及び認定こども園を希望

②2号認定（幼稚園等希望）は、子どもが3歳以上の共働き家庭等で、幼稚園及び預かり保育を希望

③2号認定（保育所（園）希望）は、子どもが3歳以上の共働き家庭等で、保育所（園）等を希望

④3号認定（0歳）は、子どもが0歳の共働き家庭等で、保育所（園）等を希望

⑤3号認定（1・2歳）は、子どもが1・2歳の共働き家庭等で、保育所（園）等を希望

2 地域子ども・子育て支援事業の状況

主な事業の状況としては、利用者支援事業は現在、基本型1か所を子育て支援センターに、母子保健型1か所を健康推進課に設置しており、第二期計画の確保の内容のとおりとなっています。

また、地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターを3か所設置しており、年間延利用の実績は、各年度すべて確保の内容の範囲内で推移しました。

第二期計画期間の量の見込みと確保の内容、実績

区分		第二期計画期間				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1.利用者支援事業 (野洲市妊産婦支援事業など) ＜実施か所数／か所＞	量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績	2か所	2か所	2か所	2か所	
2.地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業) ＜年間延利用／人日＞	量の見込み	33,083 人日	33,108 人日	31,627 人日	31,150 人日	30,648 人日
	確保の内容	3か所 30,000 人日	3か所 30,000 人日	3か所 30,000 人日	3か所 30,000 人日	3か所 30,000 人日
	実績	13,310 人日	13,030 人日	12,571 人日	13,124 人日	
3.妊婦健康診査事業 ＜年間実利用／人＞	量の見込み	442 人	434 人	428 人	422 人	413 人
	確保の内容	442 人	434 人	428 人	422 人	413 人
	実績	415 人	387 人	365 人	339 人	
4.乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問・1歳児訪問) ＜年間訪問乳児数／人＞	量の見込み	420 人	413 人	407 人	401 人	393 人
	確保の内容	420 人	413 人	407 人	401 人	393 人
	実績	405 人	369 人	337 人	336 人	
5.養育支援訪問事業 ＜年間訪問乳児数／人＞	量の見込み	27 人	27 人	27 人	26 人	26 人
	確保の内容	130人	107人	98 人	117 人	26 人
	実績	130人	104人	98 人	117 人	
6.子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) ＜年間延利用／人日＞	量の見込み	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
	確保の内容	1か所 40 人日	1か所 40 人日	1か所 40 人日	1か所 40 人日	1か所 40 人日
	実績	3人日	2人日	14 人日	194 人日	
7.子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業の送迎等) ＜年間延利用／人日＞	量の見込み	1,981 人日	2,109 人日	2,253 人日	2,359 人日	2,460 人日
	確保の内容	1か所 2,000 人日	1か所 2,200 人日	1か所 2,300 人日	1か所 2,400 人日	1か所 2,500 人日
	実績	1,052 人日	1,164 人日	1,289 人日	1,379 人日	

※令和6年度の実績は、計画策定時点では確定していないため無記入としています。

※確保の内容は、実際に確保できた定員数です。

一時預かり事業【幼稚園型】は、年間延利用の実績は、各年度すべて確保の内容の範囲内で推移しました。【幼稚園型以外】も、年間延利用の実績は、各年度すべて確保の内容の範囲内で推移しました。

病児保育事業は、令和5年度の年間延利用の実績は、確保の内容を上回り、想定を超えた結果となっています。

放課後健全育成事業は現在、24か所の学童保育と、小学校の教室を活用して運営しているものをあわせ、各年度すべて確保の内容の範囲内で推移しました。

第二期計画期間の量の見込みと確保の内容、実績

区分		第二期計画期間				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
8.一時預かり事業【幼稚園型】 (幼稚園預かり保育) <年間延利用／人日>	量の見込み	34,911 人日	33,189 人日	31,777 人日	31,015 人日	30,698 人日
	確保の内容	86,950 人日	86,950 人日	90,475 人日	90,475 人日	90,475 人日
	実績	47,526 人日	49,353 人日	50,391 人日	45,837 人日	
8.一時預かり事業【幼稚園型以外】 (保育所等一時保育) <年間延利用／人日>	量の見込み	2,280 人日	2,411 人日	2,489 人日	2,622 人日	2,768 人日
	確保の内容	2,370 人日	2,460 人日	2,550 人日	2,650 人日	2,850 人日
	実績	1,079 人日	1,178 人日	1,202 人日	1,443 人日	
9.延長保育事業 <年間実利用／人>	量の見込み	640 人	661 人	668 人	690 人	717 人
	確保の内容	10 園 1,110 人	10 園 1,110 人	12 園 1,188 人	13 園 1,207 人	14 園 1,186 人
	実績	550 人	496 人	520 人	519 人	
10.病児保育事業 <年間延利用／人日>	量の見込み	2,377 人日	2,328 人日	2,238 人日	2,206 人日	2,189 人日
	確保の内容	7 か所 2,400 人日	7 か所 2,400 人日	7 か所 2,400 人日	7 か所 2,400 人日	7 か所 2,400 人日
	実績	1,344 人日	1,927 人日	2,324 人日	2,967 人日	
11.放課後児童健全育成事業 (学童保育) <年間実利用／人>	量の見込み	1,059 人	1,092 人	1,144 人	1,170 人	1,194 人
	確保の内容	25か所 1,105 人	25か所 1,105 人	25か所 1,225 人	25か所 1,225 人	25か所 1,225 人
	実績	1,066 人	1,027 人	1,097 人	1,150 人	
12.実費徴収に係る補足給付 を行う事業 (世帯の状況により園行事費等を助成) <年間支給児童数／人>	量の見込み	6 人	6 人	5 人	5 人	5 人
	確保の内容	7 人	6 人	5 人	5 人	5 人
	実績	7 人	6 人	3 人	3 人	
13.多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業 (民間事業者の参入等促進する事業)	計画	事業実施を検討				
	実績	随時、事業者との相談対応実施				

※令和6年度の実績は、計画策定時点では確定していないため無記入としています。

※確保の内容は、実際に確保できた定員数です。

3 計画の基本目標別実績及び評価等

第二期計画の基本目標別に、実績及び評価等をまとめると次のとおりです。

基本目標1 子育てにやさしい環境づくり

主な事業	実績及び評価	課題等
母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に、助産師・保健師による面接を行いました。また、給付金と一体的に実施する伴走型相談支援を開始し、妊娠早期から全数を把握することができました。	妊娠・出産・育児に不安や孤立感を抱く妊産婦がいるため、今後も事業を維持していく必要があります。
訪問指導 (妊産婦・新生児・乳幼児)	伴走型相談支援や、産科医療機関等との連携を進め、必要な時期に助産師や保健師が訪問し、より早い時期から支援を開始することができました。	出産前後に育児不安など不安を抱え孤立する妊産婦がいるため、相談支援および産科医療機関等支援機関との連携を継続します。
妊産婦の地域・行政との交流機会創出	「マタニティサロン」「育児サロン」はコロナ禍で中止。出産準備教室は少人数制の個別対応に変更、回数を増やして実施した。結果、コロナ禍前よりも参加は増加しました。	- 妊婦や子育て世帯を対象とした「交流」は、関係機関の取組と重複していることから、「育児サロン」「マタニティサロン」は終了します。 「出産準備教室」は、主体的に今後の出産・育児を受け止め夫婦間で話し合いができるよう、充実を図ります。
乳幼児健康診査の推進	4・10か月、1・2・3歳半健康診査を実施しました。令和5年10月からは3歳半児に、屈折異常の疑いを発見する検査機器を導入しました。受診率 95%以上を維持できています。	受診が困難な乳幼児については、継続して状況把握に努める必要があります。また、個別の相談支援が必要な場合は、今後も関係機関と連携して支援につなげています。
予防接種事業の周知	乳幼児健診や訪問、相談等で情報提供を行いました。また、保育園・幼稚園小学校等を通じて、情報提供や啓発を行いました。	予防接種全般への関心は高いが、幼児から学童期は低下していく傾向があるため、啓発方法を検討します。
育児相談の充実	利用者のリフレッシュや育児ストレスの緩和につながるように関わりました。各子育て支援センターにおいて、支援を要する家庭のフォローアップに努めました。	より多くの人に利用していただけるよう情報発信を行います。
医療費の助成	令和3年度以降、子どもの医療費助成(通院及び入院)を段階的に拡大し、制度の改善を行うことができました。	今後の市の優先課題(事業)や財源を見据えつつ、引き続き拡充を検討します。

基本目標2 子どもの生きる力を育む環境づくり

主な事業	実績及び評価	課題等
家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	- 令和6年度は市内全ての学校へ家庭教育支援員を配置し、不登校児童生徒の登校支援などを行いました。 - 保育園等において保護者研修会や懇談会を実施しました。研修会では、人権・食育・救命救急等の内容で行いました。	家庭教育支援員と学校との情報交換が必要です。また、PTAが解散した2校に対し、情報提供や研修を行います。
コミュニティセンターを活用した交流活動の充実	各学区で開催されている地域子ども教室の支援を行いました。	支援を行う人材の確保を行います。
性に関する指導の推進	中学校では助産師を講師として迎え、発達段階や生徒の実態に応じた内容を学習しています。	性に関する児童生徒の課題は低年齢化しており、小中で連携し系統立てた学習計画を作成します。
遊び場の確保・整備	- 子育て支援センターにおいて、夏季限定広場を開設するなど、内容の充実を図りました。また、常設広場のスペース確保と玩具及び遊具の点検・消毒に努めました。 - 公園の遊具や施設の点検を実施し、危険度の判定に基づき、随時修繕を実施しました。	- 天候や気候に左右されず親子が過ごせる屋内施設としての遊び場の充実を求める声が高まっていることから、対応を検討していきます。 - 老朽化が進み、改修や修繕が必要な公園設備が増加しているため、点検及び修繕を計画的に実施します。
防犯体制の強化	小学校での引渡し訓練実施や、スクールガードや教職員による巡回指導訪問を行い、学校及び地域の防犯体制の強化と充実を図りました。	今後も引き続き、子どもだけでなく、保護者や教職員等への注意喚起を行っていきます。
人権教育の推進	「野洲市人権学習プラン」を作成しました。小学校では、共通教材を用いた人権学習を各学年で年1回以上実施しました。中学校では、課題別人権学習を行い、様々な人権問題を系統的に学習できました。	共通教材の内容が、今の子どもたちの実態に合っていないものがあるため見直しを図ります。また、部落差別が「今もある問題である」という認識が薄いため、啓発を継続します。
情報教育の推進	GIGAスクール構想において、一人一台端末の導入を行い、個別最適な学びの推進を図ることができました。	校種間や学校間、教員間で端末を活用した指導内容に差があることから、市の到達目標を示し、市内で統一化を図ります。
食育の推進	野洲市食育推進計画(第3次)(令和元～5年度)に基づき、周知・啓発に取り組みました。	野菜の摂取量が目標量に足りていません。朝食を欠食する児童・生徒が増加していることから、周知・啓発し、行動に繋がります。

基本目標3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

主な事業	実績及び評価	課題等
ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	◆ 個々の生活状況に応じ、必要な相談や助言を実施しました。 ◆ 外部委託により、ひとり親家庭の交流の場を提供しました。	◆ 新規の相談が減少傾向にあります。必要な家庭に必要な支援が行き届くよう、事業の周知に努めます。 ◆ ひとり親家庭の交流の場について、申込件数が増加傾向にあり、抽選で漏れる家庭が出ています。そのため、事業規模・事業内容を見直します。
こころの教育相談事業の充実	◆ 紹介プリントや、tetoru(配信システム)を利用して、保護者への周知を進めたところ、相談件数の増加が見られました。子どもの行き渋りや家庭環境の問題など、多岐にわたる悩みに対し、相談支援ができました。	◆ 相談件数が増加し、カウンセリングの枠がいっぱいになりつつあります。今後、対応を断るケースが発生することが懸念されることから、対応を検討します。
適応指導教室の充実	◆ 年々通所者が増加しています。また、適応指導教室に来ることができない子どもたちに対して、家庭訪問型学習支援事業もスタートしました。	◆ 学校以外の居場所として、多くの児童生徒が通所しています。適切な対応をするために、指導員の確保を図ります。
要保護児童対策地域協議会の機能強化	◆ 実務者会議(定例会・全体会)および代表者会議を定期的に行いました。情報共有や支援方法の見直し、また研修会を実施し、より効果的な支援体制について検討しました。	◆ 虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を今後も図ります。また、市民への啓発にも継続して取り組みます。
差別をなくす教育・保育の実施	◆ 野洲市学校・園所人権教育推進委員会において、各校園の人権教育・部落問題学習の取組の情報交換や統一テーマの研修を行っています。	◆ 人権教育・保育の質の向上をめざし、継続した「人権保育訪問」「人権教育計画訪問」を実施し、保育課題とめざす子どもの姿を明らかにする中で、互いに学びあう場等を通して職員の資質向上を図ります。
子どもの意見発表の機会の提供	◆ 「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」等により、子どもの意見発表の場を提供できました。	◆ ホールの大規模改修の間はコミュニティセンターを利用する等、子どもの意見発表の機会や意見を聞く場を確保し、引き続きまちづくりに活用する。
特別支援教育	◆ 小中学校に複数名ずつ学校教育支援員を配置しています。また、特別支援教コーディネーターを中心に校内での研修等に取り組んでいます。	◆ 充実した研修の開催や巡回相談等を活用し、専門的な視点での助言・指導を受ける機会を増やします。

主な事業	実績及び評価	課題等
児童発達支援事業(療育教室)の充実	◆ 早期から小集団での療育の場を提供することで、孤立することを防ぐことができました。 ◆ 保護者へ子どもの障がい特性を伝え、それに応じた子どもへの関わりを促すことができました。また、父親の育児参加を促すことができました。 ◆ 園への就園に向けて、加配制度など適切な情報提供や園との連携により、スムーズな大集団への移行が行えました。	◆ 経済状況が不安定な家庭や、保護者自身に障がいの特性がある等、保護者支援の必要性のあるケースが増加していることから、関係部署や機関との綿密な連携と役割分担による継続的な支援および職員の資質向上に努める。
医療型児童発達支援事業	◆ 小児保健医療センター等の関係機関と連携しながら進めることができました。	◆ 小児保健医療センターが令和7年1月1日に県立総合病院と統合されることから、新たな連携体制の構築を図ります。
巡回発達相談の実施	◆ 相談件数およびコンサルテーションの数が増加しました。 ◆ 保護者・家族や支援者の発達課題への理解がすすみ、早期から本人支援ができました。また、教員の配置により、発達支援が強化されました。	◆ 心理判定員の役割と機能を明確にし、保健センター、園、学校での支援者と連携して、支援につながる巡回発達相談を実施します。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもは、未来の社会を創る大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来的な地域の担い手の育成にもつながることから、社会として取り組むべき重要課題といえます。

本市では、第一期計画以来、子ども・子育て支援法の基本理念にある“子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識”の下、『豊かな自然ところを、すべての子の育ちのために』を計画の基本理念として、各種施策を展開してきました。

第三期となる本計画においても、これまでの計画の方向性を継承し、本市の自然等の地域資源とふれあいながら、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかに成長できることを願い、次の基本理念を定めます。

■基本理念

豊かな自然ところを、すべての子の育ちのために

第2節 基本目標

本計画の推進にあたっては、基本理念の実現に向け、これまでのものを継承した次の3つの基本目標を掲げ、子どもたちのための環境づくりを推進します。

計画の基本目標

1 子育てにやさしい環境づくり

すべての家庭が健康かつ、安心して楽しく子育てができ、子どもが自立していくまでを地域社会がやさしく見守り支えていく環境を整えることが大切です。また、次代次々代へと長く続いていく地域の子育て支援の土壌づくりを行うことが重要です。

そのために社会資源を最大限に活用し、子育てサービスの充実や、子育てにやさしい環境づくりへの機運が高められる取組や環境の整備を図ります。

さらに、仕事と子育ての両立をサポートするため、保育所の待機児童解消を目指すとともに、子育ての最終目標は自立であるという考えのもと、地域全体で支える子育て支援の充実を図ります。

2 子どもの育ちを支援する環境づくり

子ども一人ひとりの豊かな成長には、多くの人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的な関わりを持つ必要があります。

そのために、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校・園、家庭、地域、企業、行政等がそれぞれの責任と役割について、主体的に取り組みながら一体となって子どもたちが安心して学べる教育環境を整えます。

また、様々な局面において子どもの権利に配慮するとともに、子どもの意見が反映され、子ども自身が参加できるよう支援します。

3 すべての子どもが健やかに暮らせる環境づくり

すべての子どもが自分らしく生きることができるよう、児童虐待、いじめ、不登校等の事象や要保護児童(※)等の把握を行い、切れ目ない支援体制の整備、障がい児支援の推進、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取組を推進します。

※要保護児童 児童福祉法第6条の3に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のこと。

第3節 施策体系

<基本理念>

豊かな自然ところを、すべての子の育ちのために

施策の方向性

基本目標1
子育てにやさしい
環境づくり

- (1)多様な保育サービスの充実
- (2)地域での子育て支援体制の充実
- (3)ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4)医療・保健にかかる経済的負担の軽減
- (5)関連事業との連携(母子保健 など)

基本目標2
子どもの育ちを支援する
環境づくり

- (1)乳幼児保育の推進
- (2)家庭教育の充実と親としての意識の醸成
- (3)地域における学習の推進
- (4)命に関する教育の充実
- (5)子どもの遊び場の充実
- (6)子どもの安全の確保
- (7)関連計画との連携(教育振興・食育 など)

基本目標3
すべての子どもが健やかに
暮らせる環境づくり

- (1)ひとり親家庭への支援
- (2)いじめ、不登校、問題行動への対応の充実
- (3)子どもの権利の尊重
- (4)関連計画との連携(障がい児福祉 など)

第4章 量の見込みと確保方策

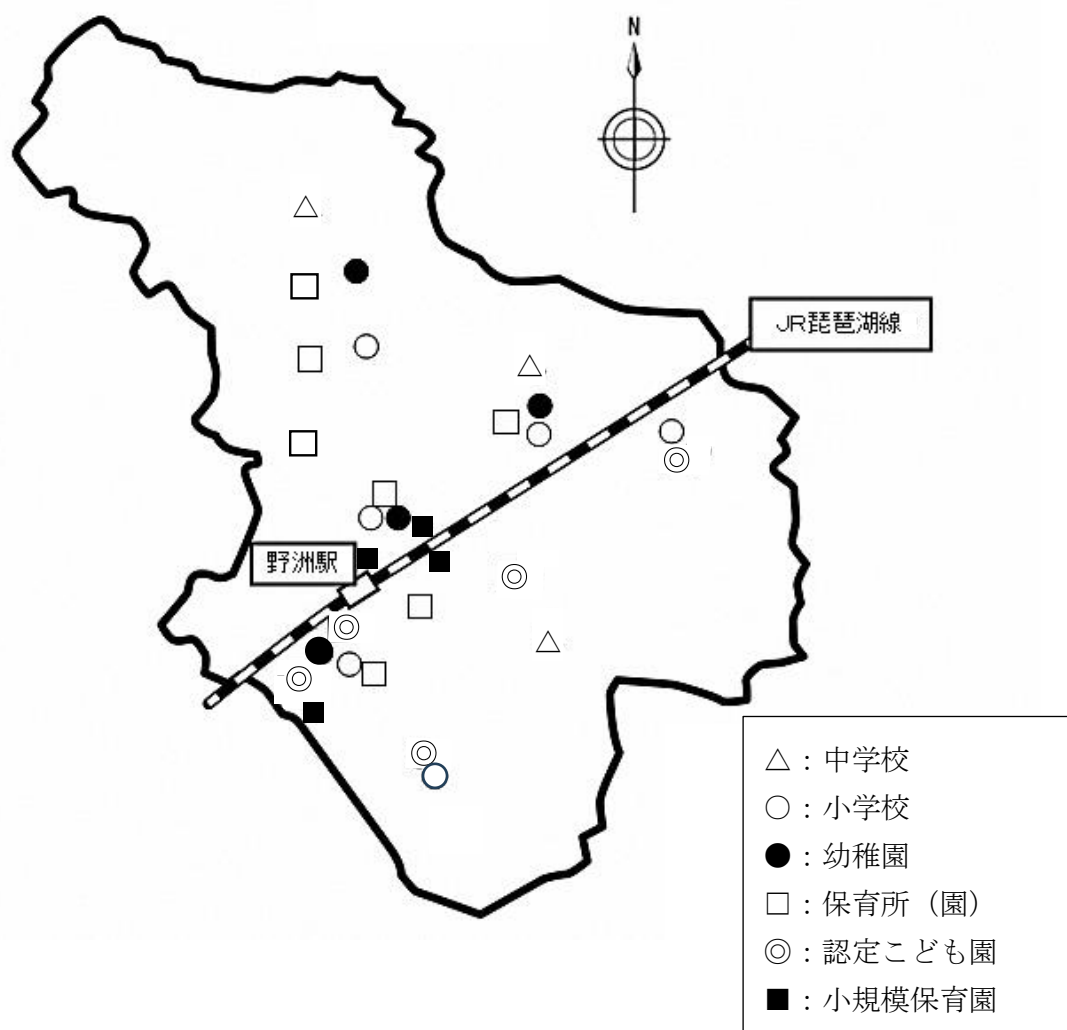
第1節 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みとその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定する必要があります。

この教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

よって本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市1地区と設定します。

本市の教育・保育を提供するための施設の位置図



第2節 子どもの人口の見通し

計画期間における0～11 歳の子どもの人口は、過去5年(令和2年～6年)の住民基本台帳人口に基づき、コーホート要因法により推計を行った結果、就学前児童数は令和6年現在の2,342 人から令和11年には 2,216 人に、小学校児童数は令和6年現在の 2,825 人から令和11 年には 2,481 人に、それぞれ減少が見込まれています。

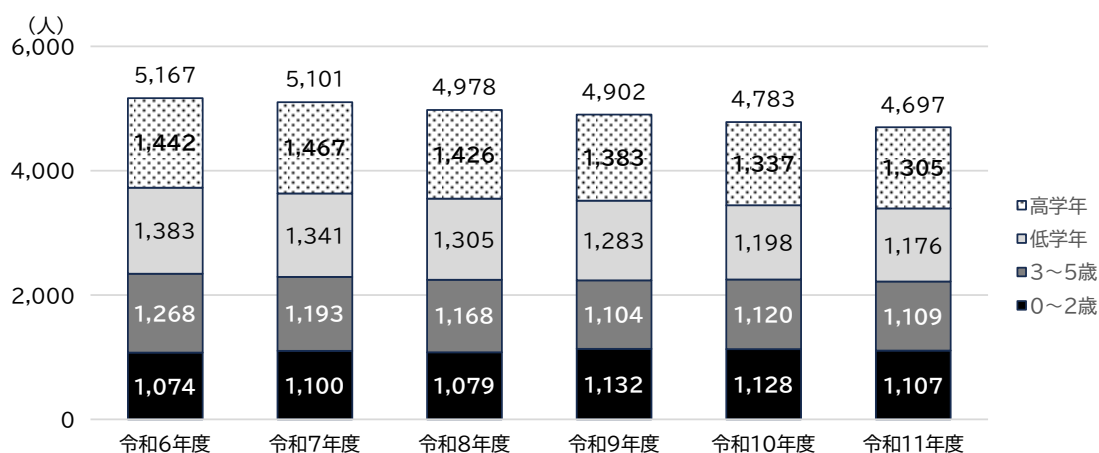
※コーホート要因法

コーホートごとに、過去における実績人口の動勢から「出生率」「人口移動率」を算定し、それに基づき将来人口を推計する方法です。ここでいう「コーホート」とは、同じ年(又は同じ時期)に生まれた人々の集団のことをさします。

0～11 歳の子どもの人口の推計

区分	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0 歳	323	381	366	374	369	358
1 歳	374	332	379	370	379	367
2 歳	377	387	334	388	380	382
0～2 歳 計	1,074	1,100	1,079	1,132	1,128	1,107
3 歳	398	384	386	338	393	380
4 歳	401	403	382	384	340	391
5 歳	469	406	400	382	387	338
3～5 歳 計	1,268	1,193	1,168	1,104	1,120	1,109
就学前児童 合計	2,342	2,293	2,247	2,236	2,248	2,216
6 歳	425	475	405	403	386	386
7 歳	439	427	474	407	405	386
8 歳	519	439	426	473	407	404
6～8 歳 計	1,383	1,341	1,305	1,283	1,198	1,176
9 歳	469	519	439	426	473	407
10 歳	479	468	518	438	425	472
11 歳	494	480	469	519	439	426
9～11 歳 計	1,442	1,467	1,426	1,383	1,337	1,305
小学校児童 合計	2,825	2,808	2,731	2,666	2,535	2,481

出典(実績値): 住民基本台帳(令和6年4月1日)



第3節 幼児教育・保育の見込量及び確保方策

1 量の見込み

幼児教育・保育の量の見込みは、国の示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」を踏まえつつ、ニーズ調査結果や令和2年度以降の各事業の実績値、本市の各事業の特性に応じて「量の見込み」を設定します。

2 市内の保育所(園)・幼稚園等の現状

(1) 各施設の定員

本市の保育所(園)・幼稚園等の定員・所在については次のとおりです。

公立幼稚園

名称	定員(人)	所在 小学校区
中主幼稚園	340	中主
野洲幼稚園	260	野洲
祇王幼稚園	190	祇王
北野幼稚園	260	北野

公立認定こども園

名称	定員(人)	所在 小学校区
ゆきはたこども園	幼稚園部 30	野洲
	保育園部 190	
三上こども園	幼稚園部 60	三上
	保育園部 90	
篠原こども園	幼稚園部 60	篠原
	保育園部 100	
さくらばさまこども園	幼稚園部 50	野洲
	保育園部 120	

私立認定こども園

名称	定員(人)	所在 小学校区
野洲優愛保育園 モンチ	幼稚園部 15	野洲
	保育園部 60	

公立保育園

名称	定員(人)	所在 小学校区
野洲第三保育園	90	野洲

私立保育所(園)

名称	定員(人)	所在 小学校区
祇王明照保育園	120	祇王
あやめ保育所	本園 100	中主
	よしじ分園 20	中主
	こしのはら分園 20	野洲
きたの保育園	80	北野
しみんふくし保育の家竹が丘	120	北野

※定員はいずれも令和6年4月1日現在

小規模保育園

名称	定員(人)	所在 小学校区
TAMランド 野洲駅前園	19	北野
サンライズキッズ保育園 野洲園	19	北野
しみんふくし保育の家 北野	19	北野
みらいみかみやま保育園	19	野洲

※定員はいずれも令和6年4月1日現在

(2) 各施設の利用状況

公立幼稚園等(1号認定)は、令和6年4月1日現在で定員が 1,265 人、在園児童数が 564 人で、在園児数は全体として減少傾向となっています。

幼稚園等の利用状況の推移

(単位:人)

	定員	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 人 員	中主幼稚園	340	195	214	206	208
	野洲幼稚園	260	99	94	87	78
	祇王幼稚園	190	124	104	96	75
	北野幼稚園	260	222	194	176	153
	ゆきはたこども園	30	21	23	26	24
	三上こども園	60	42	34	35	35
	篠原こども園	60	35	32	35	32
	さくらばさまこども園	50	20	20	22	21
	野洲優愛保育園 モンチ	15	1	7	9	8
合 計	1,265	759	722	692	634	564

※定員は令和6年度のものの。実績は各年4月1日現在。

※野洲優愛保育園モンチのみ私立園。

【参考】平成27年度～令和元年度

(単位:人)

	定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利 用 人 員	中主幼稚園	340	285	249	232	215
	野洲幼稚園	260	216	177	154	120
	祇王幼稚園	190	145	131	130	131
	北野幼稚園	260	208	212	203	216
	ゆきはたこども園	30	15	24	24	21
	三上こども園	60	54	48	44	48
	篠原こども園	60	43	33	28	31
	さくらばさまこども園	50	27	32	25	24
合 計	1,265	978	897	840	809	808

※定員は令和6年度のものの。実績は各年4月1日現在。

保育所(園)等(2・3号認定)の入園者数は、令和6年4月1日現在で定員が1,186人、在園児童数が1,158人です。在園児数は、コロナ禍の期間中に一時的な減少は見られたものの、おおむね増加傾向にあります。

保育所(園)・小規模保育園等の利用状況の推移

(単位:人)

	定員	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 人 員	ゆきはたこども園	190	203	195	187	180
	三上こども園	90	81	85	79	87
	篠原こども園	100	99	96	92	96
	さくらばさまこども園	120	113	117	108	101
	野洲第三保育園	90	95	88	82	82
	公立保育園 計	590	591	581	548	546
	祇王明照保育園	120	128	120	116	122
	きたの保育園	80	93	89	85	86
	あやめ保育所	140	123	132	125	131
	しみんふくし保育の家 竹が丘	120	119	126	127	116
	野洲優愛保育園モンチ	60	58	62	61	63
	TAMラン 野洲駅前園	19			10	15
	サンライズキッズ保育園 野洲園	19			18	17
	しみんふくし保育の家 北野	19			18	17
	みらいみかみやま保育園	19				15
	私立保育園 計	596	521	529	542	568
合計		1,186	1,112	1,110	1,090	1,114

※定員は令和6年度のもの。実績は各年4月1日現在。

【参考】平成27年度～令和元年度

(単位:人)

	定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利 用 人 員	ゆきはたこども園	190	126	144	166	182
	三上こども園	90	67	74	64	63
	篠原こども園	100	86	100	95	93
	さくらばさまこども園	120	114	99	103	109
	野洲第三保育園	90	69	70	78	81
	公立保育園 計	590	462	487	506	528
	祇王明照保育園	120	128	134	135	134
	きたの保育園	80	91	85	97	94
	あやめ保育所	140	112	115	123	134
	しみんふくし保育の家 竹が丘	120	55	93	115	123
	野洲優愛保育園モンチ	60	57	66	70	66
	私立保育園 計	596	443	493	540	551
合計		1,186	905	980	1,046	1,079

※定員は令和6年度のもの。実績は各年4月1日現在。

3 量の見込み:幼稚園・保育所(園)等

市内に居住する子どもの幼稚園・保育所(園)等の利用者数は、次の認定区分や年齢区分ごとに量の見込みを設定します。

量の見込みに対する確保方策(確保の内容)としては、幼稚園・保育所(園)等の認可施設及び小規模保育事業により確保を図ります。

認定区分

- ① 1号認定：子どもが3歳以上の専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭で、幼稚園及び認定こども園を希望。《14時までの教育を実施》
- ② 2号認定（幼稚園等希望）：子どもが3歳以上の共働き家庭等で、幼稚園及び預かり保育を希望。《14時までの教育と14時以降の一定時間の預かりを実施》
- ③ 2号認定（保育所（園）希望）：子どもが3歳以上の共働き家庭等で、保育所（園）等を希望。
- ④ 3号認定（0～2歳）：子どもが0～2歳の共働き家庭等で、保育所（園）や地域型保育事業等を希望。

(単位:人)

区分		令和7年度						合計	
		1号認定	2号認定		3号認定				
					3～5歳	0歳	1歳		2歳
			幼稚園希望		保育所(園)希望				
			14時 まで	14時以降 一定時間					
①量の見込み (必要利用定員総数)		279	238	664	77	218	260	1,736	
②確保 の内容	幼稚園及び 預かり保育	895	280	90	-	-	-	1,265	
	保育所(園)	-	-	612	101	194	213	1,120	
	地域型保育事業	-	-	-	8	20	48	76	
②-①		616	42	38	32	▲4	1	725	

区分		令和8年度						合計
		1号認定	2号認定		3号認定			
		3～5歳			0歳	1歳	2歳	
		幼稚園希望		保育所(園)希望				
		14時 まで	14時以降 一定時間					
①量の見込み (必要利用定員総数)		243	241	672	74	249	224	1,703
②確保 の内容	幼稚園及び 預かり保育	895	280	90	-	-	-	1,265
	保育所(園)	-	-	616	104	197	213	1,130
	地域型保育事業	-	-	-	8	20	48	76
②－①		652	39	34	38	▲32	37	768

※施設の整備により定員を見直しています。

区分		令和9年度						合計	
		1号認定	2号認定	3号認定					
				3～5歳		0歳	1歳		2歳
				幼稚園希望					
				14時 まで	14時以降 一定時間				
①量の見込み (必要利用定員総数)		201	236	656	75	243	261	1,672	
②確保 の内容	幼稚園及び 預かり保育	895	280	90	-	-	-	1,265	
	保育所(園)	-	-	616	104	197	213	1,130	
	地域型保育事業	-	-	-	8	20	48	76	
②－①		694	44	50	37	▲26	0	799	

区分		令和10年度						合計
		1号認定	2号認定		3号認定			
		3～5歳			0歳	1歳	2歳	
		幼稚園希望		保育所(園)希望				
		14時 まで	14時以降 一定時間					
①量の見込み (必要利用定員総数)		175	247	687	74	249	255	1,687
②確保 の内容	幼稚園及び 預かり保育	895	280	90	-	-	-	1,265
	保育所(園)	-	-	616	104	197	213	1,130
	地域型保育事業	-	-	-	8	20	48	76
②－①		720	33	19	38	▲32	6	784

区分		令和11年度						合計	
		1号認定	2号認定	3号認定					
				3～5歳		0歳	1歳		2歳
				幼稚園希望					
				14時 まで	14時以降 一定時間				
①量の見込み (必要利用定員総数)		144	252	701	72	241	257	1,667	
②確保 の内容	幼稚園及び 預かり保育	895	280	90	-	-	-	1,265	
	保育所(園)	-	-	648	111	221	230	1,210	
	地域型保育事業	-	-	-	8	20	48	76	
②－①		751	28	37	47	0	21	884	

※施設の整備により定員を見直しています。

4 提供体制と確保の内容

(1) 本市における幼児教育・保育ニーズの今後

2号認定(保育所(園)希望)の3～5歳人口に対する割合(保育利用率)は、共働き世帯が増加傾向にあることから、さらに増加するものと考えられます。令和6年度の約74%から令和11年度には約87%へ増加することを見込みます。

また、3号認定(1・2歳)の1・2歳人口に対する割合(保育利用率)は、令和6年度の約65%から令和11年度には約67%へ増加することを見込みます。

一方、1号認定及び2号認定の幼稚園希望は、計画期間の全年度において、確保の内容及が量の見込みを上回る供給超過の状態を見込みます。

(2) 確保の方針

①利用調整等による確保

- ・本市の幼稚園では、預かり保育を含めると10時間程度在園することが可能であり、2号ニーズの超過分は、幼稚園にて対応可能です。よって、一定数の2号認定者については幼稚園+預かり保育を利用いただくことで保育ニーズの充足を図ります。

②定員増による確保

- ・民間事業者と協議を行い、必要に応じて新規事業者の参入も含めて、定員増を検討します。
- ・老朽化した施設の更新・整備を行う際には、当該地域の事情を考慮しながらも、可能な限り幼保の一元化(認定こども園化)を図ることで、定員増を検討します。

③幼児教育・保育等の質の確保及び向上

- ・教育・保育の質の確保及び向上を図るため、保育士や幼稚園教諭等への研修を行うほか、教育・保育施設の運営に対して適正な指導と必要な助言を行います。
- ・幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する者を幼児教育アドバイザーとして配置し、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行い、質の向上を図ります。
- ・「野洲市三方よし人材バンク」事業を推進し、教育・保育の担い手を増やし、待機児童の解消等を図ります。
- ・保育士や幼稚園教諭等の処遇改善を始めとする労働環境の改善に努めます。

④その他

- ・必要に応じて、公立園の定員の見直しを行い、定員の適正化を図ります。
- ・保護者の利便性向上を図るため、幼稚園の預かり保育の時間延長について検討します。

第4節 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込み及び確保方策

本計画における地域子ども・子育て支援事業等は、子ども・子育て支援法第59条及び児童福祉法第21条の9に定められている事業で、概要は次のとおりです。

■子ども・子育て支援法における地域子育て支援事業

事業名	概要
1 利用者支援事業 (野洲市妊産婦支援事業など)	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、事業類型は、子育て支援事業や保育所(園)等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、待機児童の解消等を図るため保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援する「特定型」、主にこども家庭センターが中心となって情報提供や支援プランの策定等を行う「こども家庭センター型」の3つ。
2 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(子育て支援センター等)を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。(子育て支援講座やにこにこ広場など)
3 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
4 乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問・1歳児訪問)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。地域の民生委員・児童委員による1歳児訪問もある。
5 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策地域協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分。
6 子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業)。

事業名	概要
7 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業での送迎等)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
8 一時預かり事業 (幼稚園預かり保育・保育所等一時保育)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や保護者の子育て負担の軽減が必要な場合について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
9 延長保育事業	保育認定(2号、3号)を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所(園)において保育を実施する事業。
10 病児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。
11 放課後児童健全育成事業 (学童保育)	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (世帯の状況により園行事費等を助成)	生活保護世帯等、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業。
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (民間事業者の参入等促進する事業)	幼稚園、保育所(園)等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所(園)等の設置又は運営を促進するための事業。
14 妊婦等包括相談支援事業 【新規】	主に妊婦・その配偶者等に対し、面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行う事業。また、個人給付と一体的に実施する。
15 産後ケア事業【新規】	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

事業名	概要
16※ 乳児等通園支援事業【新規】 (こども誰でも通園制度)	満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育等を提供する事業。令和8年度から全国的に実施される予定です。

※乳児等通園支援事業は、令和7年度のみ地域子育て支援事業として扱われますが、令和8年度以降は、新たな給付制度に基づく事業になります。

■児童福祉法における子育て支援事業

事業名	概要
1 子育て世帯訪問支援事業【新規】	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える世帯を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業。
2 児童育成支援拠点事業【新規】	養育環境等に課題を抱える子どもに対し、居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える課題に応じた支援を行うとともに、子ども及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を行う事業。
3 親子関係形成支援事業【新規】	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて情報提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業。

■子ども・子育て支援法における地域子育て支援事業

1 利用者支援事業

《現状》

本市では現在、基本型1か所を野洲市子育て支援センターに、こども家庭センター型1か所をこども家庭局に設置しています。

《今後の方針・確保方策》

本事業は、現在の2か所を維持し、さらなる周知を図りつつ、子育て支援コンシェルジュを配置し相談支援の利用促進を図ります。

事業の周知にあたっては、孤立しがちな親子等にもアピールできるよう、関係機関との協力による情報発信を図ります。

また、妊産婦が早期に相談でき支援につながるができるよう、母子健康手帳交付時に保健師・助産師が支援者として個別面談します。こうした相談窓口について、広報・ホームページ等にて広く周知します。

そして、医療機関や関係課、子育て支援センター等が連携し、相談内容に応じた支援を実施します。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第三期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実施か所数／か所)		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
② 確保 の内容	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※量の見込み算出方法：事業実績に基づき算出。

【参考】これまでの実績

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

2 地域子育て支援拠点事業

《現状》

本市では現在、子育て支援センターを3か所(野洲市子育て支援センター、きたの子育て支援センター、あやめ子育て支援センター)設置しています。

《今後の方針・確保方策》

未就園児とその保護者については、子育てについての悩みや不安を抱え込むことや、地域で孤立するなど様々な懸念があり、相談や保護者同士の交流ができる場が重要です。しかし、コロナ禍で本事業の利用が減少しており、悩みや不安をどこにも相談できなかった保護者が増加した懸念があります。

そのため、必要な世帯が利用しやすいよう、事業の周知による利用促進を図るとともに、相談し安心できる(人的・物的)環境づくりや、夏期の広場開放等による親子等の遊び場の確保に努めます。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第三期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)		18,258 人日	17,909 人日	18,789 人日	18,722 人日	18,374 人日
② 確保 の内容	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	年間延利用	30,000 人日	30,000 人日	30,000 人日	30,000 人日	30,000 人日

※量の見込み算出方法: ニーズ調査結果に基づき算出。

【参考】これまでの実績

(単位: 人日)

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15,267	15,838	16,527	16,949	15,124	13,310	13,030	12,571	13,124	-

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

3 妊婦健康診査事業

《現状》

本事業は、基本診察、医学的検査・計測、保健指導の費用の一部について、湖南4市同額で公費負担を実施しています。

《今後の方針・確保方策》

市内の妊婦が健やかな妊娠期間を過ごせるよう、受診環境の一層の整備に努めるとともに、受診率の状況や県内の公的支援の動向を確認しながら、助成額の増額や実施回数の増加等、公的支援の拡充等について検討します。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第三期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間実利用／人)	366 人	374 人	369 人	358 人	354 人
②確保の内容	366 人	374 人	369 人	358 人	354 人

※量の見込み算出方法：人口推計に基づき算出。

【参考】これまでの実績

(単位：人)

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
528	487	463	442	461	415	387	365	339	-

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

4 乳児家庭全戸訪問事業

《現状》

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、保護者から不安や悩みを聴き、情報提供や関係機関につなげるなど相談支援を実施しています。また、保健師だけでなく、地域の民生委員・児童委員による1歳児訪問もあり、地域との連携による手厚い乳児家庭支援を行っています。

《今後の方針・確保方策》

乳児のいる全家庭を訪問し、育児に不安をもつ産婦の状況把握を行い、情報提供や相談支援、必要に応じて各種事業につなぎます。

また、民生委員・児童委員の訪問が円滑に行えるよう、事業の周知に努めます。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第三期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間訪問乳児数／人)	381 人	366 人	374 人	369 人	358 人
②確保の内容	381 人	366 人	374 人	369 人	358 人

※量の見込み算出方法：人口推計に基づき算出。

【参考】これまでの実績

(単位：人)

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
441	427	366	438	379	405	369	337	336	-

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

5 養育支援訪問事業

《現状》

本事業は、前述の(4)乳児家庭全戸訪問事業の訪問結果等に基づき、必要に応じて養育に関する専門的な指導・助言の実施とともに、家事・育児援助を行っています。

また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議して、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応や、児童虐待防止についての市民啓発を実施しています。

《今後の方針・確保方策》

今後も、養育支援を必要とする家庭との関係性を築きながら、継続した支援を行います。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第三期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間訪問乳児数／人)	110 人	108 人	107 人	108 人	106 人
②確保の内容	110 人	108 人	107 人	108 人	106 人

※量の見込み算出方法：利用実績に基づき算出。

【参考】これまでの実績

(単位：人)

第二期計画				
R2	R3	R4	R5	R6
130	104	98	117	-

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

※第二期計画から算出手法が変更されたため、第一期計画の実績は記載していません。

6 子育て短期支援事業

《現状》

本事業は現在、市外の法人1か所(守山市内法人)に委託し実施しており、年により利用実績が大きく変動しています。

《今後の方針・確保方策》

育児疲れや育児不安等、必要な人が必要時に利用できるよう、広く周知に努めます。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第三期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)		13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	12 人日
② 確保 の内容	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	年間延利用	40 人日	40 人日	40 人日	40 人日	40 人日

※量の見込み算出方法: 利用実績に基づき算出。

【参考】これまでの実績

(単位: 人日)

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
3	0	0	0	0	3	2	14	194	-

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

7 子育て援助活動支援事業

《現状》

本事業は、ファミリー・サポート・センター事業として野洲市社会福祉協議会に委託し実施しています。コロナ禍の令和2・3年度は利用の落ち込みがみられましたが、令和4年度にはコロナ禍以前の利用実績となっています。

《今後の方針・確保方策》

今後も、現在の体制を維持しつつ、市の広報やホームページ、委託先等を通じて、サービスを必要とする方への周知を図るほか、お手伝いをしたい人(まかせて会員)の確保に努めます。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第三期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)		1,340 人日	1,308 人日	1,288 人日	1,257 人日	1,234 人日
② 確保 の内容	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	年間延利用	1,668 人日	1,668 人日	1,668 人日	1,668 人日	1,668 人日

※量の見込み算出方法：利用実績に基づき算出。

【参考】これまでの実績

(単位：人日)

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
1,027	1,581	1,557	1,590	1,355	1,052	1,164	1,289	1,379	-

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

8 一時預かり事業

《現状》

本事業は現在、幼稚園型（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）は、すべての公立幼稚園で実施しています。幼稚園型以外は市内5か所で実施しています。またファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）でも利用者の希望により一時的な預かりが可能であり、野洲市社会福祉協議会の1か所で実施しています。

《今後の方針・確保方策》

現在の体制を維持し、需要への対応とサービスの質の向上に努めます。また、野洲市三方よし人材バンク等を活用することで、人材確保に努めます。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

【幼稚園型】

区分		第二期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)		46,422 人日	47,007 人日	46,032 人日	48,178 人日	49,153 人日
② 確保 の内容	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ)	86,950 人日	86,950 人日	86,950 人日	86,950 人日	86,950 人日

※量の見込み算出方法：2号認定（幼稚園利用）の利用頻度に基づき算出。

【参考】これまでの実績

(単位：人日)

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
40,373	36,375	34,385	36,971	41,176	47,526	49,353	50,381	45,837	-

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

【幼稚園型以外】

区分	第二期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)	1,579 人日	1,547 人日	1,539 人日	1,548 人日	1,526 人日
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	1,349 人日	1,322 人日	1,315 人日	1,322 人日	1,303 人日
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学前児童)	230 人日	225 人日	224 人日	226 人日	222 人日
②確保の内容	1,579 人日	1,547 人日	1,539 人日	1,548 人日	1,526 人日
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	1,349 人日	1,322 人日	1,315 人日	1,322 人日	1,303 人日
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学前児童)	230 人日	225 人日	224 人日	226 人日	222 人日

※量の見込み算出方法:ニーズ調査結果に基づき算出。

【参考】これまでの実績

(単位:人日)

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
1,689	1,401	1,772	2,047	1,360	1,079	1,178	1,202	1,443	-

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

9 延長保育事業

《現状》

本事業は、市内の全保育所(園)において 11 時間超の保育を行っており、過去5年は毎年度 500 人前後の利用実績となっています。

《今後の方針・確保方策》

保護者の就労形態の多様化や長時間勤務に伴う需要に対して、現在の体制を基本として対応します。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第三期計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (年間延利用／人)		533 人	535 人	538 人	554 人	558 人
② 確保 の内容	実施園数	14園	14園	14園	14園	14園
	年間実利用	1,186 人	1,196 人	1,196 人	1,196 人	1,196 人

※量の見込み算出方法:2・3号認定の変化率に基づき算出。

【参考】これまでの実績

(単位:人日)

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
440	533	563	583	571	550	496	520	519	-

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

10 病児保育事業

《現状》

本事業は、民間の小児科医による病児保育事業1か所のほか、体調不良型の事業（保育所（園）等における緊急的な対応を図る事業及び通所する児童に対して保健的な対応等を行っています。

《今後の方針・確保方策》

今後は、病児保育事業の周知による利用促進に努めるほか、体調不良型における人材確保（看護師の配置）について、野洲市三方よし人材バンクの活用等、必要な対策を実施します。また、ニーズ調査結果及び今後の状況を踏まえ、必要に応じて本事業の拡充を検討します。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分		第三期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （年間延利用／人日）		3,022 人日	2,993 人日	2,985 人日	2,999 人日	2,988 人日
	病児・病後児対応型	1,382 人日	1,349 人日	1,328 人日	1,296 人日	1,273 人日
	体調不良型	1,640 人日	1,644 人日	1,656 人日	1,703 人日	1,715 人日
②確保の内容		3,720 人日	3,724 人日	3,736 人日	3,783 人日	3,795 人日
	病児・病後児対応型	2,080 人日	2,080 人日	2,080 人日	2,080 人日	2,080 人日
	体調不良型	1,640 人日	1,644 人日	1,656 人日	1,703 人日	1,715 人日

※量の見込み算出方法：ニーズ調査に基づき算出。

【参考】これまでの実績

（単位：人日）

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
343	212	1,071	2,177	2,081	1,344	1,927	2,324	2,967	-

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

11 放課後児童健全育成事業

《現状》

本事業は、野洲市社会福祉協議会に指定管理委託しており、現在、小学校6年生までを対象としています。利用形態は通年利用のほか、季節利用（春休みや夏休み、冬休みの利用）も設けています。在籍児童数は年々増加しており、令和5年度には1,100人超となっています。

《今後の方針・確保方策》

今後も待機児童が発生しないよう、需要に応じた実施体制の確保に努めます。地域による利用偏在を把握しつつ、必要に応じて、学校の余裕教室等の活用を検討します。

また野洲駅南口周辺整備事業に伴い、野洲第1～6こどもの家及び第7こどもの家の移転建て替えを進めます。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第三期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間実利用／人)	1,186人	1,153人	1,126人	1,070人	1,047人
1年生	243人	235人	230人	219人	213人
2年生	247人	241人	235人	223人	219人
3年生	243人	237人	231人	220人	215人
4年生	216人	211人	206人	195人	191人
5年生	152人	147人	144人	137人	134人
6年生	85人	82人	80人	76人	75人
②確保の内容	1,265人	1,265人	1,265人	1,295人	1,295人

※量の見込み算出方法：ニーズ調査に基づき算出。

【参考】これまでの実績

(単位：人)

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
843	933	953	994	1,022	1,066	1,027	1,097	1,150	-

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

《現状》

本事業は、野洲市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱を制定し、対象者に補助金を交付しています。

《今後の方針・確保方策》

本事業は、対象児童を適切に把握した上で、実費徴収に係る補足給付の公費負担を実施します。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第三期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間実利用／人)	7人	7人	7人	7人	7人
②確保の内容	7人	7人	7人	7人	7人

※量の見込み算出方法：実績に基づき算出。

【参考】これまでの実績

(単位：人)

第一期計画					第二期計画				
H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
9	6	6	3	6	7	6	3	3	-

※令和6年度実績は、本計画策定時未確定のため記載していません。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《現状》

本事業は、保育用の事業に多様な主体が新規参入しやすいよう、新規参入事業者に対して相談・助言等を行い、円滑に事業実施ができるよう支援をするものです。

《今後の方針・確保方策》

本計画期間に、民間事業者の新規参入(野洲第三保育園の民間移管)を予定しており、円滑に事業が実施できるよう、巡回指導等の支援を行います。

14 妊婦等包括相談支援事業【新規】

《現状》

こども家庭センターを中心として、妊娠期から面談により情報提供や相談等を行い、伴走型相談支援を行う事業として、新たに創設された事業です。妊婦のための支援給付と組み合わせることで効果的に実施することが求められています。

《今後の方針・確保方策》

本市においても妊婦とその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設します。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第三期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)	1,098 人日	1,122 人日	1,107 人日	1,074 人日	1,062 人日
②確保の内容	1,098 人日	1,122 人日	1,107 人日	1,074 人日	1,062 人日

※量の見込み算出方法：国の手引きに基づき算出。

15 産後ケア事業【新規】

《現状》

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。本市では、令和3年度から実施しています。

《今後の方針・確保方策》

育児支援を特に必要とする産後12か月未満の母子を対象に、市が委託する施設の「宿泊サービス」と「通所サービス」により、母体のケア及び乳児のケア並びに今後の育児に資する指導等を行います。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第三期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延利用／人日)	51 人日	49 人日	50 人日	49 人日	48 人日
②確保の内容	51 人日	49 人日	50 人日	49 人日	48 人日

※量の見込み算出方法：国の手引きに基づき算出。

16 乳児等通園支援事業【新規】

《現状》

「こども誰でも通園制度」という通称で、令和8年度から全国一律で実施することとなった事業です。満3歳未満の未就園児に対し、月一定時間の利用可能枠の範囲で、保育園等を提供する事業です。

《今後の方針・確保方策》

国の方針に基づき、本市においても実施に向けて体制を整備します。

※本事業は令和7年度のみ地域子育て支援事業として扱われますが、令和8年度以降は、新たな給付制度に基づく事業になります。

《第三期計画期間の量の見込みと確保方策》

区分	第三期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間実利用／人)	-	9人	9人	31人	31人
②確保の内容	-	9人	9人	31人	31人

※量の見込み算出方法：国の手引きに基づき算出。

※令和8・9年度は経過措置での実施を想定しています。

■児童福祉法における子育て支援事業

1 子育て世帯訪問支援事業【新規】

《現状》

新たに創設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える世帯を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

《今後の方針・確保方策》

既存事業との組み合わせを含め、有効な事業のあり方を整理しながら、今後の実施を検討します。

2 児童育成支援拠点事業【新規】

《現状》

新たに創設された事業で、養育環境等に課題を抱える子どもに対し、居場所となる場を提供し、多様な支援を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

既存事業との組み合わせを含め、有効な事業のあり方を整理しながら、今後の実施を検討します。

3 親子関係形成事業【新規】

《現状》

新たに創設された事業で、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等の情報提供、相談及び助言、保護者同士の交流の場を設ける等の支援を行う事業です。

《今後の方針・確保方策》

今後の実施を検討します。

第5節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼稚園、保育所(園)等においては、小学校との円滑な接続を推進する観点から、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する者が給付の対象となるためには、子ども・子育て支援法第30条の5に規定する「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

この子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付の適切な実施回数や時期といった給付対象者の利便性等を勘案しつつ、給付を円滑に行います。

第5章 乳幼児保育の推進方針

※野洲市乳幼児保育振興計画

第4章に定めるとおり、幼児教育・保育施設の需要に対する確保方策を推進します。その一方で、幼児教育・保育の質の維持・向上にも努める必要があります。

一人ひとりの子どもに向き合い、信頼関係を確立し、それぞれの発達段階に即した幼児教育・保育を提供します。そのために、次の取組みを実施します。

1 乳幼児保育の充実

(1)教育・保育内容の充実

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って「野洲市乳幼児保育課程」を見直しながら、各園の教育課程、全体的な計画の策定に活かし、保育の展開を図ります。遊びや生活といった、直接的、具体的な体験を通して、教育・保育の基礎を培います。

No	主な事業	内容	担当課等
1	「野洲市乳幼児保育課程」の推進	幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領や、本市の実情を踏まえて「野洲市乳幼児保育課程」の実践と見直しを行います。	こども課
2	幼児教育・保育内容の評価	市内で統一された園評価を実施し、今後の園運営に生かします。	こども課

(2)教職員の資質等の向上

教職員の研修体制を整備し、計画的・組織的な研修を推進します。また、教職員それぞれの課題を考慮し、研修内容を充実します。

No	主な事業	内容	担当課等
3	指導力向上に向けた研修	指導力向上のため、園内研究会・職員研修の充実を図ります。	こども課

No	主な事業	内容	担当課等
4	専門性向上に向けた研修	専門性向上のため、教育研究所や滋賀県総合教育センターでの研修をはじめとする園外研修等への参加を推進します。	学務課 こども課
5	合同職員研修	保育園・幼稚園・こども園合同の職員研修の充実を図ります。	こども課

(3)人権教育・保育の推進

乳幼児期に人と関わる力を育むために、様々な人と親しみ、支えあって生活することを学ぶ機会をつくり、人権尊重の精神の芽生えを育む取組を推進します。

No	主な事業	内容	担当課等
6	人権保育・人権教育訪問	人権保育・人権教育訪問による公開保育・協議会の充実を図ります。	こども課
7	人権保育基本方針の推進	人権保育基本方針に基づいて、保育園等における保育を実践します。	こども課

(4)特別支援教育の推進

個々の発達特性を正しく理解し適切な保育を提供し、一人ひとりが集団の中で自己発揮できるように、特別支援コーディネーターを中心とした園内の体制を整備します。

No	主な事業	内容	担当課等
8	関係機関の連携	発達支援センター・健康福祉センター・学務課をはじめとする関係機関との連携を強化します。	こども課
9	個別指導計画に関する研修	個別指導計画の作成・活用に関して研修を行い、推進します。	こども課

No	主な事業	内容	担当課等
10	加配保育者の配置	加配検討委員会を通して、適性な加配保育者を配置します。	こども課

2 進学に伴う円滑な移行の支援

就学前から小学校、中学校へと、進学に伴う円滑な移行を図るためには、小・中学校と保育園等の教育・保育内容について相互の理解を深めることが重要です。その上でそれぞれの役割を踏まえた連携を強め、一人ひとりの幼児の育ちに応じた円滑な接続を図ります。

No	主な事業	内容	担当課等
11	保・幼・小・中の連携	保・幼・小・中が、地域の校区部会等で共通したテーマをもとに教育の推進を図ります。また、保幼小連絡会や職員合同の研修会等による連携の強化を図ります。	学務課 こども課
12	多様な交流の推進	5・5交流や体験入学等を通じて、園児・児童の交流を推進します。	学務課 こども課

3 子育て支援の充実

子どもの心身の育ちは、保護者の意識に依存するところが大きく、乳幼児期の保育には家庭との連携が必要不可欠です。親子が共に育つという視点から、保育園等が地域のセンター的役割を果たし、家庭や地域の教育力の向上に努めます。また、保護者が子育ての楽しさや喜びを実感できるような支援を推進します。

No	主な事業	内容	担当課等
13	親子の居場所の確保	子育て支援センターや園庭開放等を通じ、保護者・子どもの交流や相談の機会を提供します。	こども課

No	主な事業	内容	担当課等
14	コミュニティ・スクール	小・中学校と同様に幼稚園に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民の参画のもとで園運営を行います。また、地域学校協働活動の中で、乳幼児等を対象に含めた活動を展開することで、子どもたちに地域社会とのつながりを感じられるように取り組みます。	生涯学習課 こども課
15	保護者研修会	保護者研修会の実施により、保護者の学びの場の充実を図ります。	こども課

4 幼児教育・保育環境の整備・充実

充実した幼児教育・保育の推進のためには、安心・安全な環境の中で安定した生活が保障される必要があります。今後も、より豊かな保育環境を整備・充実します。

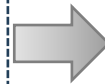
No	主な事業	内容	担当課等
16	幼児教育・保育施設の適正管理	子どもに危険が及ばないよう、既存施設・設備の適正管理を行うとともに、施設の移転や新規開設された施設に対して、安全性の確認を徹底します。	こども課
17	クラス定員の適正化	子どもの健やかな育ちのために、人材確保に努め、施設の実態を把握しながら、クラス定員の適正化に努めます。	こども課

第6章 包括的子育て支援施策

第1節 施策の展開

基本目標1 子育てにやさしい環境づくり

- (1)多様な保育サービスの充実
- (2)地域での子育て支援体制の充実
- (3)ワーク・ライフ・バランスの推進



第4章に定めるとおり

(4)医療・保健にかかる経済的負担の軽減

アンケート調査結果にもみられるとおり、子育てにおける経済的な負担感が増大しています。出産・育児・教育にかかる費用を理由に子どもを産むことを諦めたり、妊産婦や子どもが必要な医療を受けられないことのないよう、子育て家庭への経済的支援に取り組みます。

No	主な事業	内容	担当課等
1	【新規】 妊婦のための 支援給付	妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。	健康推進課
2	【新規】 不育症治療費 補助事業	不育症またはその可能性がある世帯の医療費負担軽減のため、不育症治療および検査に要した費用の一部を補助します。	健康推進課
3	【新規】 低所得妊婦の 初回産科受診料 補助事業	低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図り、必要な支援につなげるため、妊娠の診断を受けるための初回産科受診料を助成します。	健康推進課
4	【新規】 産婦健康診査 助成事業	産後うつ予防や新生児への虐待防止等を図るため、産婦健康診査を実施し、その費用を助成することで、産婦が健診を受けやすい体制を整えます。また、産前産後において産科医療機関と連携した切れ目のない支援を行います。	健康推進課

No	主な事業	内容	担当課等
5	福祉医療費助成制度	すべての子どもが必要な医療を受けられるよう、0歳から高校生世代までの医療費を助成します。また、ひとり親家庭や重度障がい児を養育する家庭に対しても、子どもの医療費を助成します。	保険年金課

(5)関連事業との連携(母子保健 など)

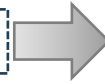
子育てに不安や悩みを抱えた保護者が孤立することのないよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進するとともに、多様化する相談に対応することで妊産婦とその家族の不安を軽減し、母子ともに健やかに生活できるよう取り組みます。

No	主な事業	内容	担当課等
6	母子健康手帳の交付	母子健康手帳は、妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録であるとともに、その交付時は、行政との初めてのコンタクトの機会でもあります。母子健康手帳交付時には、保健師による面接を行い、妊娠と乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報をきめ細かに提供しています。	健康推進課
7	訪問指導 (妊産婦・新生児・乳幼児)	母親が最も不安を感じる出産前後、乳幼児期までは保健師や助産師が訪問指導を実施し、子どもの健やかな成長発達が促されるよう、育児支援をします。	健康推進課
8	出産準備教室	両親を対象として、出産・育児を受け止め、夫婦間での話し合いを促進するために、教室を開催します。	健康推進課
9	妊産婦及び家族への禁煙支援	母子健康手帳交付時や訪問時のほか、各種教室の相談、乳幼児健診などの機会を活用し、タバコの妊産婦及び家族の健康への影響についての啓発を行い、同居家族による受動喫煙の防止や禁煙に向けた取組を推進します。	健康推進課
10	不妊治療に関する情報提供や相談支援の充実	不妊治療に関する不安や悩みを解消するために、関係機関が連携して、情報提供や相談支援を充実します。	健康推進課

No	主な事業	内容	担当課等
11	乳幼児健康診査の推進	乳幼児の異常の早期発見と疾病予防、また虐待につながる不適切な養育環境を把握するため、4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半児に対する定期健康診査を実施します。また、周知を推進し、受診率向上に努めます。	健康推進課
12	予防接種事業の周知	乳幼児の感染症予防のため、医療機関にて行われる Hib、肺炎球菌、四種混合、BCG、MRなどの定期予防接種について、広く情報提供を行います。	健康推進課
13	育児相談の充実	子育ての中で生じる様々な悩みについて、育児相談を開催します。開催にあたっては、子育て支援センターなどを中心に、市民にとって少しでも身近な場での開催を検討します。	健康推進課 子育て支援センター
14	小児救急医療体制に関する情報の提供	小児の緊急医療が必要となった場合に、どこで診療が受けられるかの情報を提供し、適切な医療が早期に受けられるように支援します。	健康推進課
15	かかりつけ医づくりの推進	子どもの健康管理、疾病予防に関して相談できる、かかりつけ医（小児科・歯科）づくりを、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて推進します。	健康推進課
16	不慮の事故防止に関する啓発の推進	乳幼児期に起こりやすい事故について周知を図り、不慮の事故を防止するため、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて、広報誌や配布物等を活用して事故防止について啓発します。	健康推進課

基本目標2 子どもの育ちを支援する環境づくり

(1)乳幼児保育の推進



第5章に定めるとおり

(2)家庭教育の充実と親としての意識の醸成

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。母親も父親も周囲の様々な支援を受けながら、子育てを経験することを通じて成長していくものであり、「親育ち」の過程を支援することが必要です。

本市では、幼稚園・保育所(園)において育児や家庭教育に関する保護者研修会や懇談会を実施しているほか、学校とPTA等が協力しながら、家庭教育の重要性について啓発を行っています。

今後も、幼稚園・保育所(園)や学校とPTA等が協力しながら、家庭教育の充実と親としての意識の醸成を図ります。

No	主な事業	内容	担当課等
1	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	子どもへの接し方やしつけなど、保護者に育児や家庭教育に関する知識を得て実践してもらうため、幼稚園・保育所(園)、小・中学校と連携しながら、研修会や講座等の学習機会や情報提供の充実に努めます。また、PTAや保護者会の活動を中心に、様々な機会を通じて、家庭教育の重要性を啓発します。 【野洲市教育振興基本計画】	生涯学習課 こども課

(3)地域における学習の推進

子どもたちにとっては、家庭や学校での教育だけでなく、放課後や休日等の余暇時間を有効に活用し、地域住民との交流や、文化・スポーツ・レクリエーション活動、環境保全活動等の多様な体験を通じて豊かな心を育んでいくことが大切です。

本市では、子ども会やスポーツ少年団等の活動支援とともに、図書館や各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、多様な体験活動や交流活動を実施するほか、市立小・中学校の体育施設を開放することで、身近にスポーツに親しめる環境づくりに努めています。

今後も、地域の特色を活かした多様な体験活動や地域住民との交流活動について、地域住民と協働で推進します。

No	主な事業	内容	担当課等
2	子ども会活動、青少年団体活動等への支援	多様な年齢の子どもが交流を図り、成長する場として、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等に取り組みます。【野洲市教育振興基本計画】	生涯学習課 文化スポーツ振興課
3	図書館活動の充実	子どもにわかりやすく魅力的な書架づくりに努めるとともに、WEB 予約や予約本受け取りボックス、移動図書館等、利便性の高い利用方法の PR を行います。 また、地域に出向いての絵本の読み聞かせや学校・園との連携を図るなど、本に親しめる環境づくりを進めます。【野洲市子どもの読書活動推進計画】	野洲図書館
4	ブックスタート事業	4か月児健診時に、乳児のときから身近な人が絵本を読み聞かせすることの大切さを啓発するため、読み聞かせを実演し、絵本を配布する。	野洲図書館
5	コミュニティセンターを活用した交流活動の充実	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動、環境などの学習活動を行う教室を地域住民と協働で開催します。【野洲市教育振興基本計画】	協働推進課 生涯学習課
6	学校体育施設の開放	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設(運動場、体育館等)を一般に開放し、地域のスポーツ活動を促進します。【野洲市教育振興基本計画】	文化スポーツ振興課
7	環境に関する啓発の推進	びわ湖から里山の自然環境を生かしたイベントを市民協働で実施し、子どもを対象に自然環境に関する体験学習を実施します。【野洲市環境基本計画】	環境課
8	郷土の歴史・文化とふれあう機会の提供	豊かな歴史と文化遺産を展示紹介するとともに、家族ぐるみで学べる場の提供など、子どもが郷土の歴史・文化に親しみを持って学習できる機会の提供を図ります。	野洲市歴史民俗博物館

(4)命に関する教育の充実

思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に大きな影響を及ぼします。そのため関係機関が連携し、命に関する教育の充実を図ることが、子どもの健全育成のために重要になってきます。

本市では、発達段階に応じた性に関する指導のほか、守山野洲少年センターや守山警察署と連携し薬物乱用防止教室の開催とともに、小中学生を対象とした非行防止教室を開催しています。また、青少年育成市民会議、守山野洲少年センターや守山警察署等の関係機関と連携し、子どもたちの見守りや街頭啓発活動を実施しています。

今後も、性に関する指導の推進とともに、喫煙・飲酒・薬物に関する教育や学童期・思春期における心の問題について、学校や関係機関と連携を密にして必要な取組を推進します。

No	主な事業	内容	担当課等
9	性に関する指導の推進	各年齢に応じて、生命・育児の尊さに関すること、性や感染症に関することなどについて、正しい知識の普及啓発を図ります。特に中高生に対する早期の啓発や相談を推進します。また、専門的な視野で指導できる人材を外部講師として活用し、学習内容の充実を図ります。	学務課
10	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を行います。	学務課 文化スポーツ振興課
11	学童期・思春期の保健対策の充実	思春期の保健対策、特にメンタルヘルス対策について、関係機関と連携しながら、相談支援等体制を充実します。	学務課

(5)子どもの遊び場の充実

アンケート調査において、子どもの遊び場に対して保護者の不満が高いことから、本市の子育て環境の改善における重要な課題であることがわかっています。

本市では、子どもの安全な遊び場を確保するため、幼稚園や保育所(園)においては園庭開放を行い、未就園児や園児に安全な遊び場を提供しているほか、都市公園等の遊具等について定期的な安全点検を行うとともに、日常の維持管理については、地域の参画を得ながら行うことで、安全性の確保に努めています。また都市の緑化を推進するため、みどりの基本計画に基づき、持続可能な身近な都市公園等の充実を図っています。

今後も、安全で安心して遊べる場の確保を図るほか、必要に応じて新たな遊び場の確保を検討します。

No	主な事業	内容	担当課等
12	遊び場の確保・整備	施設管理や危機管理対策に配慮しつつ、公園、子育て支援センター、保育所(園)や幼稚園、小・中学校等の遊具や体育施設の保守点検と修繕を行います。また、新たな公園の整備についても、土地利用の状況を勘案しながら、検討を進めます。 【野洲市都市計画マスタープラン、野洲しみどりの基本計画】	こども課 学務課 都市計画課 子育て支援センター

(6)子どもの安全の確保

子どもの安全を脅かすものの中で、犯罪被害や交通事故、災害等については、一人ひとりの日ごろの心がけや地域の協力・助けあいによって被害を抑えることのできるものがあります。

本市では、不審者が発見された場合、幼稚園や保育所(園)、学校等と連携し、市のメール配信サービスを登録された方に不審者情報を配信しています。また、幼稚園や保育所(園)、学校等において、不審者対応の避難訓練や引渡し訓練によって保護者に対する啓発を行うほか、スクールガードリーダーを講師に招いた防犯安全指導を実施しています。

また、施設や設備面に関しても、防犯カメラやインターホン、緊急通報システムを順次設置しています。

さらに、近年、インターネットを通じたいじめや有害サイトが問題となっていることを踏まえて、携帯電話・スマートフォン等にかかるフィルタリングやマナー、ルールに関する学習の機会を設けています。

今後も、良好な治安確保や地域の防犯力向上のため、幼稚園や保育所(園)、学校等における定期的な訓練や教室等開催の継続のほか、保護者や関係者との安全管理への意識の共有、設備面の維持管理や啓発活動を実施します。

No	主な事業	内容	担当課等
13	子どもの防犯意識の醸成	保育所(園)や幼稚園、小・中学校において、被害防止教室などの防犯講習を充実し、子どもの防犯意識の醸成を図ります。特に、インターネット等の問題については、保護者も含め意識の醸成に努めます。 【野洲市教育振興基本計画】	こども課 学務課
14	子どもSOSホーム	子どもの安全を守るため、保護者・地域と連携協力し、子どもが外で危険な目にあったときに助けを求めることができる家「子どもSOSホーム」の設置を進めます。【野洲市教育振興基本計画】	学務課
15	防犯体制の強化	地域での子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、学校、警察等が連携・協力し、防犯活動や見守り活動等を推進します。また、防犯灯など市内の防犯設備の強化にも努めます。	危機管理課 学務課
16	園や学校の安全管理に関する取組の徹底	保育所(園)や幼稚園、学校、学童保育所において、犯罪などから子どもを守るため、緊急通報システムの整備や登校(園)後の閉門、防災・防犯訓練の実施など、安全対策を徹底します。 【野洲市教育振興基本計画】	こども課 学務課
17	交通安全教育の推進	子どもを交通事故から守るため、子どもだけではなく、保護者に対しても交通安全意識の向上を図ります。また、あわせて防犯意識についても喚起できるような内容となるよう工夫を行います。 【野洲市交通安全計画】	危機管理課 こども課 学務課

(7)関連計画との連携

【教育振興計画】

就学前では、基本的な生活習慣の形成や社会性の育成を、学校教育では、子どもの発達段階に応じて一人ひとりの特性を活かしながら「生き抜く力」を育てることが大切です。

このような考えのもと、本市は、野洲市教育大綱において「愛と輝きのある教育のまち・野洲 ～一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあうひとづくり・まちづくり～」を基本理念として、『子どもの「生き抜く力」を育てます。』、『子どもの「育ち」を支援します。』、『だれでもどこでも学びあえるまちをつくります。』の3つの基本目標を設定しています。そして、教育大綱の基本理念の具現化のために、野洲市教育振興基本計画を策定しています。

また、人権学習プランに基づく人権教育の実践とともに、子どもたちや保護者が環境問題に関心を持ち、リサイクル活動や清掃活動に参加する取組や機会の提供のほか、国際理解の推進を図るなど、様々な教育事業を展開しています。

今後も、子どもの育ちを支援し、生きる力を育むために、本市がこれまでも取り組んできた人権教育や環境教育、国際理解教育等の充実を図ります。

No	主な事業	内容	担当課等
18	人権教育の推進	市の基本方針に基づき子どもたち一人ひとりが人権感覚を磨き、様々な差別をなくす実践力を身につけるよう、有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に継続して取り組みます。 【野洲市教育振興基本計画】	こども課 学務課 人権施策推進課
19	環境教育の充実	子どもが環境問題に関心を持ち、環境への取組が日常生活に根づくよう、各校・園において、地域清掃やごみの分別やリサイクル活動、県の「ごみゼロの日」など、市や学校・園としての取組を進めます。	こども課 学務課
20	男女平等教育の推進	固定化された性別役割分担意識をなくし、性差にとられない教育を就学前から進めます。 【野洲市男女共同参画行動計画】	こども課 人権施策推進課
21	国際理解教育の推進	外国人とともに生きていく資質や能力を育成し、国際社会に適応できる人材を養成するため、諸外国の歴史や文化などについての正しい理解を図る学習機会を設けるとともに、小学校での外国語活動の充実を図ります。就学前においても、他文化との交流の機会を設け、国際理解の推進を図ります。 【野洲市教育振興基本計画】	企画調整課 こども課 学務課
22	福祉教育の推進	小・中学校の児童生徒の福祉意識の高揚を図るため、福祉体験活動や施設訪問等を教育活動に位置づけ、福祉教育を推進します。	学務課
23	情報教育の推進	情報化社会に対応した人材を育成するため、学校教育を通じて、情報モラルをはじめ、コンピュータの基本操作、インターネットを活用した情報収集・活用方法等の教育を進めます。 【野洲市教育振興基本計画】	学務課

【食育推進計画】

「食」は、私たちの生活の基本となるものであり、健康で心豊かな暮らしを実現する上で、重要な役割を担っています。健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、健康やかなからだをつくり、豊かな心を育みます。

本市においては「野洲市食育推進計画(第4次)」を策定しており、市民一人ひとりが食への感謝の気持ちを深め、食に関する知識と選択する力を身につけることを目的に、生活習慣病予防や地産地消を推奨するための様々な取組を展開しています。

今後も、こうした食育の推進により、健康的な生活習慣を育み、自らの心身の健康を守り、人生を心豊かに生きることができる人を育むことを目指します。

No	主な事業	内容	担当課等
24	食育の推進	「食」を健全な生活と育ちの基本と捉え、日々の生活習慣や食べ方の基本などを幼児期から身につけられるよう、取り組みます。【野洲市食育推進計画】	健康推進課

基本目標3 すべての子どもが健やかに暮らせる環境づくり

(1)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、経済的にも精神的にも課題を抱えていることが懸念され、子どもの健やかな成長を阻害されることがないよう、支援を行う必要があります。

本市では、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の生活全般に関わる相談支援を行っています。さらに、ひとり親家庭の自立した生活の実現に向け、母子・父子自立支援プログラム策定員とハローワーク等関係機関が連携した就職支援や、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業等の経済的支援を実施しています。

今後も、ひとり親家庭の自立を支援するため、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援に関わる事業を総合的に展開します。

No	主な事業	内容	担当課等
1	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、一人ひとりに寄り添った丁寧な相談支援ができるよう、母子父子自立支援員や母子父子自立支援プログラム策定員等による相談の充実を図ります。 また、ひとり親家庭の交流の場の提供に努めます。	子育て家庭支援課
2	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給や、母子父子家庭に対する貸付、高等職業訓練受講に伴う生活資金の支給のほか、所得により保育所(園)・学童保育所保育料に対する軽減を図っています。また、医療費に対する助成など、ひとり親家庭に対して経済的支援を継続します。	子育て家庭支援課 こども課 保険年金課

(2)いじめ、不登校、問題行動への対応の充実

いじめは、子どもの人権の重大な侵害であり、その解決のためには学校が一丸となって対応することはもとより、関係機関や保護者、地域とも積極的に連携し、社会の総力を結集し、根絶に取り組むことが必要です。

本市においては、「野洲市いじめ防止等対策条例」、「野洲市いじめ防止基本方針」を策定しており、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

また、いじめだけでなく、不登校や問題行動等、子どもの後の成長に影を落とす懸念のあるものに対しての対応が求められます。

本市のふれあい教育相談センターでは、こころの教育相談として、不登校やいじめ、友だち関係等の学校生活の悩み、子育てや親子関係に関する悩み、その他、子どもの教育に関することについて、本人や保護者の相談や問題解消への援助を行っており、継続したカウンセリ

グの実施とともに、学校や関係機関との緊密な連携により、相談者の不安や悩みの解決に向けた支援を行っています。

さらに、適応指導教室を設けて、学校に行けない子、行きにくい子の居場所をつくり、自発的に活動できるように側面から援助しています。

そして、野洲市青少年育成市民会議を中心に、地域ぐるみによる子どもの健全育成を図るため、学校教職員・保護者・学区青少年育成会議及び各種団体とともに協議し、守山野洲少年センターや守山警察署とも連携した活動を展開しています。

今後も、いじめや不登校等について、児童生徒一人ひとりの状況に応じて適切な対応ができるよう、学校や保護者・関係機関との連携を強化し、相談機能の充実につなげていくほか、青少年の問題行動への対応を図るための取組を推進します。

No	主な事業	内容	担当課等
3	こころの教育相談事業の充実	不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談を実施しています。学校をはじめ関係機関と連携し、個々の課題の解決にむけ、相談体制の充実を図ります。 【野洲市教育振興基本計画】	ふれあい教育相談センター
4	適応指導教室の充実	学校に行けない、行きにくい児童生徒へ、心の安定と自信回復を図り学校復帰につなげる場を提供するとともに、学校をはじめ関係機関と連携し指導体制の充実を図ります。 【野洲市教育振興基本計画】	ふれあい教育相談センター
5	青少年健全育成事業の推進	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組みます。青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努めます。【野洲市教育振興基本計画】	生涯学習課

(3)子どもの権利の尊重

平成元年に国連で採択され、平成6年に国内批准された「児童の権利に関する条約」（「子どもの権利条約」）では、すべての子どもは、性別や出身、障がいの有無等でいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べるなどの権利が保障されています。また、令和5年に施行された「こども基本法」も、同条約の趣旨を基本とした内容となっています。

近年、わが国では、虐待、いじめ、差別、貧困等、子どもの人権を侵害する事件・問題が起る頻度が高まっています。とりわけ虐待に関しては、相談対応件数が年々増加傾向であり、子どもの権利を守るためには、地域全体で取り組むべき重要課題といえます。

本市では、児童虐待防止の取組として「要保護児童対策地域協議会」を設置し、中央子ども家庭相談センターや民生委員・児童委員、医療機関、警察、庁内関係機関等が連携し虐待の予防対策と早期発見・早期対応に取り組んでいます。

また、子どもの人権や権利を守る市民意識を高めるため、子どもの権利条約について児童福祉月間等を活用し市民に広報しています。さらに、子どもの意見発表の場や青少年育成市民会議の活動を通して、子どもの意見聴取を行っています。

今後も、母子保健事業との連携を通じて、児童虐待等リスクの高い家庭の早期発見・早期支援を図り、関係機関が連携した対応を行います。児童虐待防止に関する研修やキャンペーン等により、虐待、特にネグレクトに該当する行為（自宅や車内への放置等）の防止の普及啓発を図ります。さらに、令和6年度より「子ども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健の一体的な運用を図りながら、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に切れ目ない支援を行うとともに、関係機関と連携しながら支援体制の強化を図っています。

No	主な事業	内容	担当課等
6	要保護児童対策地域協議会の機能強化	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、市民への啓発にも取り組みます。	家庭児童相談室
7	「子どもの権利条約」の普及・啓発	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨について広報・啓発活動に努め、子どもの人権が尊重される社会を目指します。	家庭児童相談室
8	差別をなくす教育・保育の実施	差別をなくす実践のできる児童生徒の育成に向けて、人権同和教育に携わる保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校の教職員の人権意識を高めるとともに、保・幼・小・中と一貫した教育を推進します。	人事課 こども課 学務課 人権施策推進課
9	子どもの意見発表の機会の提供	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用します。 【野洲市教育振興基本計画】	生涯学習課

No	主な事業	内容	担当課等
10	市内在住・在勤の 外国籍家庭への 支援	市内の行政機関における通訳や翻訳を通じた生活支援等に取り組みます。さらに、外国籍の子どもへの支援として、学校等での国際理解講座や日本語教室等の開催に努めます。	企画調整課

(4)関連計画(野洲市障がい児福祉計画)との連携

障がいのある子どもが個性を発揮しながら生きがいある人生を送るためには、子ども及びその家族に対して、効果的な発達支援や教育を切れ目なく提供することが必要不可欠です。

本市の障がい者基本計画は、「誰もがともに地域で生きいきと暮らすことができるまち」を基本理念とし、障がい児支援に関する取組みを記載しています。障がい児が地域や学校でライフステージに応じた切れ目のない支援を受けることのできる環境整備や、障がいの早期発見・早期支援、インクルーシブ教育の理念を踏まえた支援体制の構築などが盛り込まれています。

今後も、子ども一人ひとりの個性に応じた特別支援教育の実施とともに、発達支援に関わる通所又は訪問による事業の充実、医療的ケア児への対応や子どもの居場所づくりに加えて、各種手当や給付の支給継続を図ります。

No	主な事業	内容	担当課等
11	特別支援教育	支援の必要のある子どもを、保育所(園)や幼稚園、小・中学校において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図っています。一人ひとりのニーズに応じた保育・教育を提供します。	学務課 こども課
12	児童発達支援事業(療育教室)の充実	心身の発達に障がい又はその疑いのある乳幼児とその保護者に対して、相談並びに日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団適応訓練等の療育支援の充実を図ります。 【野洲市障がい者基本計画】	発達支援センター
13	ことばの教室の充実	ことばに障がいのある児童に対して、個々に応じた相談及び指導を行い、言語上の課題に対し、園・学校及び関係機関と連携を取りながら支援の充実を図ります。	発達支援センター

No	主な事業	内容	担当課等
14	おやこ教室の充実	乳幼児健診後、経過観察やスクリーニングが必要な未就園児とその保護者を対象に、育児不安の解消を図り、子どもの健全育成の支援の充実を図ります。	発達支援センター
15	保育所等訪問支援の実施	障がいのある児童(疑いを含む)に対して、集団生活に適応できるよう、保育園や幼稚園等に訪問し、本人や保護者、園に対して専門的な支援を行います。【野洲市障がい者基本計画】	発達支援センター
16	医療型児童発達支援事業	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行います。守山市の県立小児保健医療センター療育部での実施を継続します。【野洲市障がい者基本計画】	障がい福祉課
17	巡回発達相談の実施	心理判定員が保育所(園)や幼稚園、小・中学校等へ訪問して、発達相談(発達検査及び保護者相談)を行い、個々の発達課題等を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促進します。また、本人に適した育児や保育・教育、日常生活の手立て等とともに考え、本人の適応に向け支援を行います。	発達支援センター
18	障がいのある子どもの居場所づくりの促進	放課後や夏休み等の長期休暇中において「放課後等デイサービス事業」、日中の見守りなどの支援として「日中一時支援事業」など、現行の事業を中心として、障がいのある子どもの居場所づくりの促進を図ります。また、利用者増加を考慮し、障がい福祉サービスや放課後児童クラブとの一層の連携を図ります。【野洲市障がい者基本計画】	障がい福祉課
19	障がいのある子どものいる家庭への福祉手当等の給付・支給	障がいのある子どもを育てている家庭の生活基盤の安定を図るため、各種手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、制度の維持に向けた見直しを適宜実施します。	障がい福祉課

第2節 計画の推進体制

1 計画の推進にあたっての役割分担

各施策の推進については、関連する事業を所管する担当課等において取り組みます。また、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、こども課が中心となり、毎年度、進捗状況を把握します。

計画の推進体制

役割	事業	担当課・関係機関
①担当課等による事業の実施 子ども・子育て支援に関連する事業をそれぞれ所管する担当課等において取り組みます。	第3章第3節「施策体系」に基づき、各基本目標における施策の方向性において取り組む事業	- こども課 - 担当課等
②事業計画進捗状況の評価と公表等 計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。	事業計画進捗状況の評価と公表等	- こども課 - 野洲市子育て支援会議

2 進行管理

第三期計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「野洲市子育て支援会議」において議論を行いました。

本会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置づけられています。

そのため、計画策定後も「野洲市子育て支援会議」において、年度計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行うことにより、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

資料編

後日、記載

**第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)**

令和7年●月

**野洲市 健康福祉部 こども家庭局こども課
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
電話 077-587-6052 FAX 077-586-2176**